

平成30年第4回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成30年11月29日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	金森利泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	杉山昭彦	議会書記	坪内重正
議会書記	鈴木友理香		

開議の宣告

○議長（鏑本規之君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において、一般質問の場면을放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鏑本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号6番 澤村均君と7番 堀部好秀君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（鏑本規之君）

日程第2、一般質問を行います。

5番 河村志信君の発言を許します。

河村議員。

○5番（河村志信君）

通告書に従い一般質問させていただきます。

まず、朗報をお伝えしたいと思います。

新聞等ではもう発表になっておりますので、皆さん御存じかと思いますが、コピーをちょっとお見せいたします。

平成30年11月16日、国の文化審議会において、本巢市上保地区にある船来山に存在する古墳群111基が国の史跡指定を受けました。今後、船来山が古墳公園として整備され、根尾の淡墨桜と並ぶ観光資源になることを期待するものであります。本巢市に船来山あり、市民の誇りとなる施設になることを願っております。

一般質問に入らせていただきます。

1番、農業用かんがい用水について。

質問理由。本巢市の南部地域、根尾川、山口の頭首工より下流はかつての氾濫原であり、何万年もの歳月を経て肥沃な濃尾平野を形成してきました。何度もの洪水を繰り返し、藪川などへと流れを変えたという歴史もあります。その肥沃な耕作地へ先人は流れを調整し、農業用かんがい用水の

川へと河川改修を繰り返してきました。真桑用水、席田用水、金谷用水など、川の流れば何カ所も
の分流により多くの田畑に供給され、潤しています。

現在の用水が完成したのは、今から70年も前でしょうか。川原石の自然石で組まれた護岸はコン
クリートとは違い、見た目にも優しく、かんがい施設遺産としても価値があると思われま
す。しかし、年月を経た護岸は徐々に老朽化し、一部では崩れかけたり膨れ上がったりと劣化が目立つよう
になっております。

また、今から60年も前でしょうか、当時の地元の中学生、本巢中学だと思われま
すが、中学生が
記念に植樹をしたという桜並木が今も老木となり、ことしの台風により何本かの木が枝折れなどの
被害を受けました。その木々が植えられた土手には雑草が繁茂し、景観を損ねている場所も多く見
受けられます。ここはホタルの生息地でもあり、乱舞のシーズンが終わるまで除草はされない取り
決めもあります。そのため、夏場にはマムシやムカデ、スズメバチなどの巣となり、近隣の住人に
危険を及ぼしています。

これらの農業用かんがい用水は、国土交通省木曾川上流河川事務所、木曾上と呼ばれるところか
ら根尾川筋漁業協同組合、真桑井水組合、席田井水組合、金谷井水組合など多くの管理組織が入り
組み、複雑な状況になっています。自然石で組まれた護岸には崩れも見られ、その部分からの漏水
も発生しています。本流である根尾川からの流れは山口頭首工によって整備されているため、洪水
等の心配はないものの、用水へ流れ込む沢は多く、突発的な増水は過去にも経験し、辻屋地区など
浸水の被害に遭った歴史もあります。

1番、老朽化した護岸について、今後の保守管理や修繕等、どのように管理組織へ働きかけてい
くかをお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、老朽化した護岸の保守管理や修繕、管理組織への働きかけについてお答えいたします。

議員御指摘の護岸は、糸貫幹線改良工事として昭和9年から20年に及ぶ大改良事業で実施されて
おり、山口頭首工から乙井樋門までの区間については、第3期工期として4,137メートル区間を県
営事業で席田井水普通水利組合管理者として、旧席田村長が中心となり施工されました。

当該護岸は、一級河川糸貫川の河川区域となっております。しかしながら、山口頭首工から農業
用用水の取水口が随所に存在し、取水口上下流の護岸を含め明確な管理区分がなされていないのが
現状です。

現在、岐阜県で手続をされております山口頭首工改修事業に係る河川管理者への河川占用申請の
中で、糸貫川に設置されている取水口の占用範囲を明確にしなければならぬため、今後、樋門を
含めた周辺施設については用水管理者の管理となり、護岸を含むその他の施設については岐阜土木
事務所となるよう、管理区分の明確化が図られるように進められております。

議員からお尋ねがございました護岸の石積みについては、老朽化により一部で崩れかかったり、膨れ上がった箇所等につきましては、今後は岐阜土木事務所に対して要望を行ってまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

現状、台風等でも多くの枝が折れ、用水のほうに倒れたのが、早い形で市のほうで対応していただいたことについては感謝を申し上げます。

質問の2番です。

土手の部分の雑草管理と桜並木の今後の対応はどのようにお考えですか、質問いたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

土手の部分の雑草管理と桜並木の今後の対応についてお答えさせていただきます。

土手部分の雑草箇所や桜並木につきましては、糸貫川河川敷地内であり、岐阜県の管理区間となります。しかし、河川区域に市道が供用されていることから、路肩部分の約1メートル程度の区域につきましては、市において年1回の除草作業及び桜の剪定作業や、害虫駆除として薬剤注入作業などを行い、管理を行っております。

沿線の桜は、開花時期にはその美しさで多くの方々を魅了しています。しかし、植栽後60年近く経過していることから、老木化による樹勢の衰退や強風による倒木・落ち枝の危険性の増大など、道路の通行にも支障を来しております。明らかに危険性のある桜につきましては、通行の安全を確保するために市において撤去を行っております。また、路肩部分を除く河川敷の高水敷につきましては、山添土地利用組合が占用を行い、畑として耕作をされておりますが、近年、耕作者も減り、占用されず放棄地がふえておる現状でございます。

今後の管理につきまして、路肩部分を除く河川内除草につきましては、岐阜県に対し適正な管理に努めていただくようお願いするとともに、桜並木の管理につきましては、当時の植栽の実情などを踏まえまして、管理体制の手法などについて地元自治会と協議しながら検討していきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ことでしたか、住友大阪セメントが社宅を壊したわけですけど、その工事の折、マムシが十数

匹なのか数十匹なのかちょっとわかりませんが出てきたというようなこともあり、やはり雑草は繁茂しておりますと非常に危険な状態がございますので、雑草等の管理、それからまた倒木の危険性もございませぬ桜の老木については、今後、管理のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

質問の3に入ります。

岐阜県美濃市の曾代用水という歴史のある用水がございます。こちらは世界かんがい施設遺産に登録をされ、今現在、観光的にも注目を浴び、その存在価値が見直されています。イベント等では船による川下りやアユのすくい取りなどが開催され、市民の皆さんに好評との話を聞いております。

私もいろいろ知り合いが本巢のほうへ遊びに来ますと、非常に川がきれいだと。透明で底が見えるような川というのは、なかなか全国でも少ないところだということで、この用水、席田、真桑用水というのは非常に価値のある、先人がつくり上げた価値だと思います。そのような中で、本巢市の用水でも、今後、同様なイベントなり、そういうものが可能かどうかお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それではお答えをいたします。

曾代用水は清流長良川から取水し、関市及び美濃市の農地を潤す農業用水路で、およそ350年前に建設され、歴史的、技術的、社会的に価値があることから、平成27年10月に世界かんがい施設遺産に登録され、毎年夏には美濃市においてアユすくいのイベントが開催されております。

本市においても、農林水産省の疎水百選に選定されている席田用水を初め、真桑用水、金谷用水など、歴史的、文化的に貴重なかんがい用水路があり、その管理は各井水組合によって行われております。

御質問の、これらの用水でも同様なイベント対応が可能かについてでございますが、これらの施設につきましては、本巢市の農業を支える重要な施設であり、川下りにつきましては流れも速く、開催できる立地条件やイベント参加者への安全対策が必要となりまして、またアユすくいにつきましては、根尾川筋漁業協同組合等の御協力を得ながら、これらの用水路を管理されている各井水と今後協議を図り、対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

全国的に見ても、わかりやすいところで言いますと群馬県の富岡製糸場ですか、ああいうものが非常に見直され、いつときは古いもので何も見向きもされなかったものが脚光を浴び、また今の皆さんに観光地としてでもにぎわっていると聞いておりますので、ぜひ見直しをよろしくお願ひした

いと思います。

質問の2番に移ります。

イベントの見直しについて質問いたします。

質問理由。14年前、平成の大合併により本巢市が誕生しました。合併により大きなメリットが生まれ、またデメリットも発生し、地域の皆さん、市民の皆さんから多くの御意見を伺うことが多くあります。

合併後、各町村で開催されていたイベントも見直しがされ、糸貫町で開催されていたゲンゲ祭りは、花とホテル祭りに一本化されました。現在、開催されている主なイベントは、早春淡墨桜浪漫ウォーク、花とホテル祭り、ふれあいサマーフェスタ、根尾川花火大会、根尾盆踊り・花火大会、うすずみサマーフェスティバル・宗次郎コンサート、もとす織部祭りなどがございます。

貴重な税金で開催されるイベントは行事とみなされ、それ相応の経費がかかっていることは市民の皆さんも周知の事実です。「行事から経営へ」という考え方も出てきております。行事ではそれなりの費用がかかってもよしとする傾向がありますが、経営となると踏み込んだ考え方、開催内容のシビアな組み立てが必要となります。投資に見合った成果、利益、効果、満足など、その結果が求められます。市民の皆さんの楽しみでもありますので、そのイベントの満足度は金額ではかるものではありませんが、これから人口の減少、それからまたイベントへの参加人数の減少も考慮し、どこかのタイミングでの棚卸し、見直し、検証も必要と思われまます。

来春には、ぬくもりの里に市民協働、市民活動支援の拠点も開設されると聞いております。今後はボトムアップ方式、市民の皆さんからの発案イベントが出てくることも予測されます。

この10月、揖斐川町で開催された複合型タウンフェスティバル「揖斐川ワンダーピクニック」というイベントに参加してまいりました。その来場者数は2万人とも言われております。たしか揖斐川町さんは2万人の人口はないと聞いております。そこへ2万人、人口以上の方が見えるという大きなイベントになっております。イベント運営に当たっては、町民からの発案で、ほぼ民間の方々で運営がされ、行政からの資金、商工会からの資金助成もなく、一部企業からの寄附金はあるものの、自発的な一般の皆さんの手弁当で出店され、100余りの模擬店がにぎわいを見せていました。これからのイベントはこうあるべきかなと、そんな感想を持ちました。費用対効果という言葉がありますが、貴重な税金を使う以上は、より効果のある、一人でも多くの市民の方が集まり、楽しみ、交流をするイベントへのシフトも重要と考えます。

質問の1番です。

年間で開催されるイベントの成果への検証はどのようにお考えでしょうか。その中身の見直しの計画は、また、市民からの要望があれば、また新たなイベント開催の可能性はございますか、お尋ねいたします。

○議長（鏑本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをさせていただきます。

本市で開催をいたしておりますイベントにつきましては、ただいま議員が申されましたように、合併以後、各地域において地域コミュニティの醸成を図ることを目的の一つといたしまして、さまざまなイベントを開催しているところでございます。

まず、成果の検証をどのように考えているのかという御質問でございますが、これらのイベントにつきましては、それぞれの実行委員会において実施、運営がなされておりました、成果の検証につきましても、各実行委員会においてそれぞれ行われているところでございますが、いずれのイベントにつきましても毎年多くの市民の皆様にご参加をいただき、楽しいひとときをお過ごしいただいているものと考えております。しかしながら、それぞれのいろんな課題がございますので、それぞれの実行委員会におきまして見直し、改善がされ、実施されているというところでございます。

また、市民からの要望による新たなイベントの開催の可能性につきましては、現在、市の補助制度といたしまして、市民活動団体が主体的に取り組む事業を支援する市民活動助成金の市民提案イベント実施コースを設けまして、イベントを自主的、主体的に企画実施を行う団体に対しまして助成する仕組みを設け、市民協働を推進する観点から市民活動の活性化を図っているところでございます。

そういったことから、先ほど議員が申されました揖斐川町でのイベントのような市民協働による市民提案型のイベントが、本市におきましても今後広がっていくことを期待しているところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

現状のイベントの成果といえましょうか、内容につきましては、やはりなかなか市民一人一人の方が御意見を言われるということが少ないような感じを受けますので、何かの機会にアンケートなのかヒアリングなのか、そんな機会も設けていただけると、より実態の把握がしやすいかなと思います。

2番、年間のイベントへの市職員の方の休日出勤など、課題が発生していないか。本業に専念していただくのがベストかと思いますが、その辺はどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをさせていただきます。

現在行っておりますイベントの運営に当たりましては、議員が申されましたように、職員が休日

等に交代で運営に携わっている現状でございます。

職員を休日等に勤務させる場合には、別の日に休みを与えることを原則といたしまして行っておりますが、それぞれ通常の業務がある中で平日に休むこととなりますので、そういうことからいたしますと、本来の業務に全く支障がないとは言えない状況であるというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

今後、本巢市も全国もそうですが、人口減の中で職員数のほうもまた見直しが図られるとすれば、よりスリムな、コンパクトな職員さんの中で効率のよい業務をしていただくという意味でも、そういう見直しをぜひまたしていただければありがたいと思います。

質問の3に入ります。

現在、イベントにつきましては、本巢市の市役所の企画課、産業経済課、社会教育課など、それぞれの部署にて運営されているのが現状ですが、今後、全体を統一してフォローしていく考え方はございませんか、お尋ねいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、イベントの見直しにつきまして、3点目の御質問にお答え申し上げたいと思います。

現在、市が関与をいたしております地域イベントにつきましては、合併前からのイベントでございまして、それぞれ各地域の思い入れのあるイベントであること、また、それぞれ開催の趣旨、また内容が異なりますことから、関係する市の担当部署がそれぞれ所管をして、地域ごとの実行委員会などによって運営されているものでございます。

こうした地域イベントの今後の方向性につきましては、合併をいたしまして15年を経過するということで、さまざまな御意見もいただいております。そういったことから、各実行委員会の皆さんの御意見を伺いながら、イベントの統一化、また市の関与の度合いなど、先ほど来お話に出ておりますような民間主導のイベントへの転換というようなことを進めていきたいなということを思っております。見直し、また改善というのを今後進めていきたいというふうに思っております。そういう中で、先ほどお話がございましたように、どこかで統一してフォローしていくというようなことも含めて、今後検討していきたいというふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

慌ててやることではないと思いますので、じっくり中身を吟味しながら進めていただければありがたいと思います。

以上の質問については、イベントですね、体力の向上、健康増進、市民・地域のコミュニケーションアップ、市のにぎわい、市の活性化に大きく貢献しているイベントがほとんどと考えております。また、関係人口、交流人口のアップなど、観光への効果も期待するものであります。削減だけが狙いではないことはお断り申し上げます。

最後に要望となりますが、東洋経済新報社という新聞社がございまして、こちらが毎年公表している住みよさランキングというのがございます。過去、本巢市におきましても、2009年に1位を獲得したということも聞いております。2018年6月に発表されたランキングでは40位となっております。その中身は、5つほど課題があるわけですけど、利便度と住居水準充実度のポイントがかなり低かったために、40位という形でランクを落としていると。中身を見ますと、やはり東京周辺の新興住宅地、首都一極集中化の流れかと思えますけど、これも一つの参考になる指標だと思います。このランキングが全てとは思いませんが、一つの指標として、さらに本巢市がよくなることを目指し、参考にしていただくことを願ひまして、私からの質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（鐔本規之君）

続きまして、6番 澤村均君の発言を許します。

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

通告書により質問をいたしたいと思ひます。

きょうの最初の質問、防災訓練について7項目ほどお尋ねするわけですが、きょうのような穏やかな日に防災の話はどうかという感じなんですけど、今、この本巢市においても、明治24年10月29日の濃尾震災から127年、関東大震災から95年、私の記憶している近年では兵庫県、神戸・淡路大震災から23年。このときは、私も本巢市に在住してございまして、早朝に子どもの上に覆いかぶさるぐらいの驚きがありました。新潟中越地震から14年、あの東北沖地震、津波から7年、大分熊本地震から2年、2カ月前には北海道でも、あの液状化現象の被害を受けた震災がまだ目新しいところに記憶にあります。いまだに仮設住宅で生活を余儀なくされている方が大勢見えます。この震災は、特に南海トラフ地震、予想されております100年から150年周期で来ると言われております。もし、今、予測されている南海トラフが起きたとすれば、32万人の被害者、そして被災される家族は950万人、そして建物などの被害は215兆円とも言われております。

昔から備えあれば憂いなしと言われますように、私たちも地震や防災に対し日ごろから心の準備をしなければいけません。そこで、本巢市でも毎年、総合防災訓練として実施してございまして、役員さんたちや子どもさんたちの参加、要支援者などさまざまな生活をされている状況の中で、この本巢市の防災訓練において、どのような訓練状況など把握されているのかをお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、自治会内での訓練状況という御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

市の防災訓練につきましては、それぞれ隔年で地震であったり、あるいは風水害であったりということを想定して訓練を実施させていただいておるところでございます。

今年度の市の総合防災訓練は、地震の発生を想定した訓練内容といたしまして、各自治会（自主防災組織）におきましては、それぞれ公民館等への避難訓練、あるいは現地対策本部の設置、情報収集に伺った市職員への被害状況の伝達等を実施していただいたところでございます。

このほか各自主防災組織では、防災力の向上を目指しまして炊き出しの訓練、あるいは防災資機材の点検、災害図上訓練や消火訓練等、自治会内での自助・共助の向上を図るために消防団や消防署の御協力をいただきながら、さまざまな訓練を実施していただいたところでございます。

また、市といたしましては、さまざまな体験ブースを設けた防災講習会を関係機関と協力して実施しておりまして、今年度は真正地域を対象に、真正すこやかセンターにおきまして救護訓練、防災ボランティアセンターの設置や、ドローンを活用した訓練等を実施したところでございます。

こうした訓練状況でございますが、今後につきましても自主防災組織の取り組みを支援しながら、市のほうでさまざまな訓練内容を提案するなど、さらなる防災力の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

こうして毎年、訓練を重ねておるわけですが、役員さん主体でという感じが、私もことし4月から町内の班長をやっておりますが、どうも役員主体でやっているというのは、もちろんリーダーとして当然のことなんです、次の質問に入る前に、どうしても自分たちが把握していかなければならない部分は自分たちでという部分を強調する分においても、やっぱり行政のほうからの深い支援をお願いしたいと思います。

2番目の質問に入ります。

私の地域でも道路が狭く、いざ災害、地震、水害にとらわれず、道路が狭いところもあり、そして中小河川の水路が数多くあります。そこには、橋が必ずかかっております。避難所、公民館とか小学校の体育館などに避難する場合、昼間であればいいんですが、夜、こういう危険箇所を通過して避難をしなければならない状況もなきにしもあらずと思われませんが、こういう道路とか橋などの施設の安全性についてお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

避難路の橋梁等の安全確保についてお答えします。

生活のインフラである道路、橋などは、日常においてはなくてはならないものであり、大規模災害時には避難者の命にもかかわるものでございます。災害時において市民の皆さんが迅速かつ安全に避難できるため、避難経路の確保、橋梁の修繕は重要であります。

橋梁点検については、平成26年より2メートル以上の橋梁を実施しており、本年度で全ての799橋が完了いたします。現在は、15メートル以上の橋梁61橋のうち、修繕対象橋梁として早急に措置を講じなければならない状態である判定Ⅲが6橋、予防保全のため措置を講ずることが望ましい状態である判定Ⅱが39橋の計46橋について、順次修繕を進め、現在までに判定Ⅲの橋梁1橋、判定Ⅱの橋梁6橋が完了してございます。今年度、全橋梁の点検が完了いたしますので、災害時に優先的に復旧する橋、市内の避難所や公共施設につながる幹線道路なども加味しながら、修繕計画の策定を検討してまいります。

橋梁の修繕に要する経費に対しましては、可能な限りのコスト削減、必要予算の平準化を行い、橋梁の安全性を確保していきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

次に、いざ避難開始、避難命令等が出た場合、健常者とか我々は昼夜問わず避難できると思います。そこで、高齢者世帯、ひとり暮らしの方、要支援の方たちの安否確認についてお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

本巣市総合防災訓練での高齢者や障がい者の安否確認につきましては、避難場所への避難誘導訓練を自治会が主体となって行っておりまして、高齢者や障がい者を含めた要配慮者の安否確認と避難の実践訓練を実施しております。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

次に入りたいと思います。

我が家にも小学生の孫が2人おりまして、防災、特に学校関係で、君たちの学校では防災訓練を

行っているのかという話を聞いて、自治会では年に1回しかやっていないです。そこで聞いたところ、1回だけじゃないよと、何回もやっているよという声を聞きました。

そこで、11月8日の岐阜新聞なんですけど、これを見ておりましたら、岐阜市の小学校で、5年生という縛りでしたが親子で防災と銘打って、紙の上に地図を置いて、親子で危険箇所、これはブロック塀の関係もありますが、こういうときにはどうしたらいいのか、どこが安全なのかという勉強会があったという新聞を見まして、これをもとにお尋ねします。

本巣市での小・中学校の防災に対する訓練、教育はどのように行われているのかお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

小・中学校での防災教育の推進についてお答えします。

東日本大震災の衝撃や悲しみは余りにも大きく、学校防災のあり方を考え直す機会となり、以来、とうとう命を守り抜く防災教育が教育の中核として位置づいてきました。その中で、「津波てんでんこ」などの教訓を生かし、徹底して防災教育を行った学校では、全員が高台へいち早く逃げて助かったり、中学生が小学生の手を引き、保育園の子を抱きかかえて命を守ったりし、これらの事例から防災教育や教訓を生かした訓練がいかに大切であるかが示されました。

本巣市においても、東海地震、大雨、洪水などの災害が予想される中、防災教育の重要性と緊急性はますます高まっています。各学校におきましては、以前の避難訓練にとどまらず、状況に応じて子どもが判断する命を守る訓練、地域の危険や過去の災害を知る学習、災害図上訓練DIGなどを専門家の協力を得て行っています。それらに加え、席田小学校では地域による「席田っ子を育てる会」を中心として、地域での命を守る訓練が実施されています。本年度は下校中に大地震が発生したことを想定して、子どもたちが各地区の避難所に避難し、全ての子どもたちを確実に保護者に引き渡す訓練が実施されました。

根尾小学校では7月の大雨での避難所開設を教訓に、夏休みに専門家を講師とした学校、家庭、地域合同の避難所開設と運営の研修を行いました。

2校のように、防災教育は単に学校で行うものではなく、各家庭や自治会と連携して進め、皆で命を守り抜く必要があると考えています。

今後は各小・中学校が本年度から導入したコミュニティ・スクールの組織をうまく機能させ、地域との連携のもとで実際の災害を想定した防災教育を土曜授業や専門家による指導などの活用も工夫しながら、より実践的に進めていけるよう支援してまいります。

身近に何十年も大きな災害が起きていないという現実から、過去の災害と備えを忘れてしまう心の風化を防ぐことが何より重要であり、その警鐘を鳴らし続けることが私たちの役割であると捉え、さらに防災教育を推進してまいります。

[6番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

いざ災害が起き、避難所に向かわれる、安全に避難所にたどり着きます。そして、一番最初に起きる問題が、公民館であり、体育館であり、大勢の人が集まってきたときに一番最初に困るのがトイレであると思われます。現に被災地の状況を見ていると、トイレが一番、衛生面でもそうですけど一番大事かと思われるということで、私も昨年ですが岐阜市のほうの小学校で、下水管路の上にマンホールを幾つか立てて、いざという時のためには、その上に仮設トイレを置けばすぐトイレがたくさん増設できるという状況を見てまいりました。

この本巣市では、体育館なり第一避難所における施設のトイレの問題についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは避難所の収容人数と予測、仮設トイレの備蓄も含めてということでございますので、お答えをさせていただきます。

現在、災害時に避難を行う場所といたしましては、災害から身の安全を図るための緊急指定避難場所と一定期間の生活を送るための避難所がございます。本市では、自治会公民館等の指定緊急避難場所169カ所、小・中学校等の指定避難所を46カ所指定しておるところでございます。

この一定期間の生活を送るための指定避難所の収容人数につきましては、最大で1万5,000人程度の収容が可能です。特に大きな被害が想定される活断層を震源とした地震が発生した際の避難者数は、最大として市民の4分の1程度であるというふうに現在想定しているところでございます。

また、備蓄資材につきましても、その想定人数を勘案いたしまして備蓄計画を作成いたしまして、避難所の中でも特に中心的な役割を担います小・中学校におきましては、防災備蓄倉庫に非常食や飲料水、あるいは毛布、今、議員が申されました簡易トイレ等、発電機等の資機材の備蓄を行い、災害発生時に備えておるところでございます。なお、トイレにつきましても、避難所それぞれございまして、トイレ用テントあるいは簡易トイレ用の便座、スケットイレ等をそれぞれ防災備蓄倉庫のほうに備蓄しておるところでございます。

今後につきましても、引き続き住民からのニーズを行いまして、現在の備蓄品の見直し等を図っていきたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございます。

その緊急避難場所についてですが、新しい公民館もあれば古い公民館もあります。学校は耐震基準があつたりとかで安心できると思うんですが、公民館は自治会のものですから、市のほうがどの程度把握しているかはちょっとわかりませんが、公民館に対する安全性というのは、どのような把握をされているのかお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、それぞれの施設の安全性ということの御質問でございますが、緊急避難場所として指定しております公民館や、指定避難場所と指定する小・中学校を初めとする公共施設につきましては、建物の耐震や土砂災害警戒区域、あるいは浸水想定区域を考慮し、地震や風水害、災害ごとにそれぞれ指定をしておるところでございます。この指定避難所の中で中心的な役割を担います小・中学校の体育館等につきましては、既に耐震補強や非構造部材の耐震化が完了しておるところでございます。

また、各自治会が使用する自治会公民館につきましては、耐震性の向上による安全性の確保のために耐震補強や新築工事がそれぞれ自治会内で進められておりまして、市といたしましては補助制度を整備し支援しているところでございます。

なお、この自治会の公民館の耐震化でございますが、104施設のうち既に耐震済みが78施設でございます。26施設についてはまだ未耐震ということでございますが、こうした耐震化もございませんけれども、公民館につきましては土砂災害警戒区域、あるいは浸水想定区域内に設置されているものもございます。また、先ほど申しましたように、自治会公民館の耐震化につきましては、全てが耐震化されているという状況でもございません。市といたしましては、今後引き続きまして、こうした状況を踏まえまして、緊急避難場所や指定避難場所の見直しのほか、自治会公民館の耐震化の促進を進めまして、安全性の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

防災に関しては自治会、私たちがみずから考えながら危険な状況を把握するという事は重々わかっておりますが、なかなか防災訓練だけではうまく周知できていないというような感じがいたします。これは総務課のカウンターにあったエフエム岐阜というところの防災の冊子なんですけど、これを見るとやっぱり細かい、一つずつ順序立てて子どもでもわかるような、学校の教材でもあると思いますけど、そういうものもカウンターにはちゃんとありますし、本巣市が発行していますハ

ザードマップ、地震防災マップ、これは校区ごとに細かく地図で示されております。私も自分の地域を見直してみましたら、水害とは無縁じゃないなど。うちは何とか助かるけど、前の道路はつからんんじゃないかという予測も書いてあります。これはかなり立派な冊子なんですね。これを皆さんが、本当にいっぱい置いてあるんですね。自治会だけじゃなくて、個人の家でこれがあっても多分、うちにハザードマップがあったんだけど、いざ探そうとしたらなかなか見つからなかったということで、こういうものがあるんですから、これを絶対利用していただきたい。これを市民の中で周知していただきたいということを最初に申し上げながら、今後とも市のほうの防災には、市長さん初め皆さんの労力がかかることとは思いますが、これからの防災、さらなる市民の周知、認知するためにも、市としてのお考えを市長さんにお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、市民の災害に対する意識を高める取り組みについてということでの御質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほど来ずっとお話に出ておりますけれども、災害時におきましては、何といたっても基本となりますのは、自分の命は自分で守るといのが大変重要でございまして、いわゆる自助の考え方が何といたっても重要でございまして。災害時には、みずからがみずからのために防災行動をとるといことが、やっぱり災害時の基本中の基本であるのかというふうに思っております、必要不可欠な行動ではあるというふうに思っております。

また、こうした自助では、なかなか自分だけではできない事態が起こったときには、いわゆる共助という仕組みがあるわけですが、特に今、周りの人たちとの助け合いというのが当然必要になってきます。この共助というのは、先ほど来、防災、いわゆる避難所のお話などが出ておりますけれども、避難生活になった場合でも、やっぱり被災生活においても共助というのはお互いに助け合いながらやっていくというのも重要でございまして、やっぱりこの共助というのもかなり必要なものでもございます。

こうした中で、昨今の災害によります甚大な被害が各地で頻発しております。そうした中で、あちこちで起こっているということで、徐々に市民の防災意識というのは高まってきているかなというの思っておりますが、こうした防災意識を持っていくためには、やはり何といたってもいろいろ我々だけではなくて、市民みずからがやっぱり防災について考えて、そしてまた自分の家でも含めて防災への取り組みというのにつなげていくということが大変重要であるというふうに考えております。

こうしたことから、市といたしましては先ほど来お話がございまして、総合防災訓練、また市民向けの講習会への職員派遣というようなことによりまして、防災に関する学習機会の充実ということを図っておりますほか、幼少期からの意識啓発を図るということで、先ほど教育長からも御答

弁いただきましたけれども、学校等での防災教育にも積極的に今取り組んでおりまして、こうした取り組みを通じて、いわゆる自助、共助の意識向上というのを今、図っているところでもございます。

また、そうした中で特にまた共助の仕組みの中で自主防災組織であります自治会に対しまして、防災資機材の整備に対する補助制度、また地域の防災リーダーの育成のための防災士の資格取得に対する助成というようなことで、共助の基盤の強化というのを図っております、こういうことによりまして地域防災力の向上もあわせて図っているところでもございます。

また、こうした自助、共助のほか、公助ということで私ども市でございますけれども、市におきましても常備消防の広域化、また消防団の装備類の充実というようなことで体制の強化を図っているところでもございます。

いずれにいたしましても、市民の皆様が防災への取り組みというのにつなげていただくような意識高揚が図られますよう、引き続き啓発、支援というのをしながら、いろんな取り組みをしながら地域の防災力の強化、そしてまた、それぞれの各家庭の防災力の強化、そしてまた個人の防災意識の向上というのを図ってまいりたいというふうに思っております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6 番（澤村 均君）

ありがとうございました。

私たち市民が、まずみずからの家族を守り、町内単位で助け合う、これは基本にして、これからも町内会を頑張っていきたいと思っております。

次に、2 番目の質問に入ります。

最近、広報無線等でよく、何歳ぐらいの黒い服を着たお年寄りがという放送を数々聞きます。私の町内でも知人のお父さんが、昼間は何ともなかった人が夕方になったら、気がついたら関ヶ原のほうで見つかったとかいうこともありました。

そこで、こういう、いざ不明者が出たときに、消防署や警察の方々、また行政の方やその町内の方々には多大な労力があると思われま。そこで、いろいろ調べてみましたら、徘徊する、いわば高度の痴呆老人の方に発信機を取りつけているところもあるということをお聞きしまして、それは大垣市でした。発信機といいますとポケットベルのような形のものですが、月々3万円ぐらい経費がかかるそうです。それは市が全額負担ということでやってみえるということで、こういうのがあれば発見も早く、命の危険も助かるということを見ると、これもありかなあとは思って、今回ちょっとこういうことを市のほうでは、保険にかけるという話もありましたけど、こういうことも考えてみてはどうかということで、今回この発信機の取り付けについてどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

行方不明・身元不明認知症高齢者等に対する取り組みの推進につきましては、国の認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランの7つの柱の一つであります認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進に位置づけられまして、独居高齢者の安全確認や行方不明者等の早期発見、保護を含め、地域におきます認知症施策を進める上で重要な施策とされております。

行方不明者の身元確認ツールとしては、GPSや携帯電話、キーホルダー等があるものの、これらは持ち歩かないと機能しないものであります。そのため厚生労働省は、地域の見守り・SOSネットワークの構築に合わせ、身元の特定につながる連絡先等が記載されたアイロンシールやQRコードが掲載されましたシールを体や衣類、持ち物に張るなど、身元の判明、保護につながる重層的な取り組みを推進しているところでございます。

本市におきましては、9月議会一般質問でありました認知症高齢者等の個人賠償責任保険事業について、来年度の制度化に向け、現在検討を進めております。それにあわせまして、認知症により徘徊のおそれのある高齢者等を事前登録する仕組みについても検討を進めていることから、登録者にQRコードが掲載されたアイロンシールを無料配布することで、徘徊高齢者等の早期発見、保護につなげてまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございます。

このQRコードの取りつけということも、これからちょっと勉強していかなきゃなりませんが、本人確認のためにはいち早い方法かなと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

先ほど河村議員も一番冒頭にありましたように、船来山古墳群の国史跡指定ということで新聞紙上を見ました。昨夜は夕方、全国中継のテレビでやっていました。私は見ていなかったんですが、友人から電話がかかりまして、今やっておるぞということで、どうなっておるんやということで、きょうはたまたまタイムリーなあれで報告できると思いますが、この船来山古墳について3つほどお尋ねをしたいと思います。

まだ、史跡指定をこれからされるということで、これからどのような開発をしていく、開発という言い方はいけませんね。これから遺跡をどのように発掘して保存していくかということに踏まえて、今後の市としての整備計画のようなものがあればお聞かせいただきます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、船来山古墳群の整備計画についてお答えをさせていただきます。

平成30年11月16日に開催されました国の文化審議会におきまして、船来山古墳群の国史跡指定が文部科学大臣に答申をされ、念願の指定を受けることになりました。

市といたしましては、この船来山を歴史遺産に満ちあふれた山と位置づけ、古墳を初めとする歴史的な価値を広く市民に知っていただくとともに、本巢に存在したすばらしい文化を保存、管理、さらに整備して後世に伝えていくことが重要であると考えております。

具体的には、史跡としての古墳公園の整備を進めていくことになると思われます。まず、継続して古墳の価値や特徴を調査・研究し、船来山古墳群の全容の解明に努めてまいりたいと思っております。さらに、古墳の保存、管理について具体的に検討をしていきたいと考えております。

今回、指定を受けました範囲には111基の古墳がありますので、それらの古墳の状態を確認し、そのまま保存する古墳と整備をする古墳とに仕分けをしていくこととなります。その後、それらを踏まえて古墳の特徴や価値が理解しやすい整備、公開の仕方を検討してまいりたいと思っております。将来的には広く市民の方などが足を運べる遊歩道などをつくっていくなど、国の指導を受けながら古墳の価値を後世に伝える史跡として整備をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

文化遺産としての史跡、これはもう価値がはかりし切れないものがあると思います。

そこで、これだけ全国的に有名になったものを観光の目玉にはできないかということをちょっと考えてみました。

まず、東海環状も通ると真ん中にあるこの遺跡、全国の人が4年後ですか、5年後ですか、全国の人があの道を通ってみたときに、これかと思わせるようなインパクトのあるような看板設置なり、もしできるものであれば本巢縦貫道、根尾の淡墨桜の往復の観光客のお客さんにもわかりやすく発信できるような、第二の観光の目玉としてのこの船来山古墳をどう発信していくのかということをお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

御質問の船来山古墳群の国史跡につきまして、第二の観光地として市内外に向けてPRしてはということについてお答えをいたします。

船来山周辺には富有柿センター、柿展示園、農林業実習センター及び古墳と柿の館など、富有柿を核とした9つの施設があり、農業指導や市民の憩いの触れ合いの場、また都市と農村の交流の場として市民に親しまれております。また、隣接する農産物販売所では、地元産の新鮮な野菜や特産品などが販売されており、特に富有柿の最盛期には、県内外より多くの買い物客が訪れております。

今回、本市教育委員会において船来山古墳群が国指定史跡に指定されるよう進められていたことから、船来山周辺のこれらの既存施設と船来山古墳群を絡めた活用方法などにつきまして、民間事業者の意見やアドバイスをお聞きするため、本年9月25日に国土交通省が開催する地方公共団体のサウンディング型市場調査に本市も参加させていただいたところでございます。

今後は、この本サウンディング型市場調査において、民間事業者からいただいた意見やアドバイスを検証するとともに、市教育委員会において進められている船来山古墳群に関する整備計画等が策定された暁におきましては、船来山を市内外へPRできるよう努めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

この船来山、結構大きなもので、本巣市だけではなく岐阜市側にもかかっている、そちらにも少なからず遺跡があるということも聞いております。これから整備計画において、この岐阜市側も含めながら考えていかなければならないと思います。

そこで、岐阜市との境にあるこの船来山、長良糸貫線が目の前を通り、東海環状がすぐ横を通る、総合的に考えると隣接する岐阜市とはまんざら無縁なところでもないと思われませんが、岐阜市側のほうについてはどのようにお考えなのか、市長にお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、船来山古墳群の国史跡指定につきましての御質問にお答え申し上げたいと思います。

今回の国の答申によりまして、船来山古墳群というのは国の史跡指定を受けることになりまして、今後は船来山古墳群を開発といいますより本来の姿に近い状態で残して、史跡として後世に伝えられるように適切に保存、管理していくということが責務になってまいります。

御質問の岐阜市側の古墳につきましては、本巣市側と比べまして少ない状況ということに加えて、既に発掘調査が終了いたしております。史跡として古墳を保存、管理していくというスタンスは、本巣市と岐阜市では大変大きく意識が異なっておりまして、共同しながら整備していくということは、現時点では難しいんじゃないかというふうに思っております。

しかし、これまでも岐阜市教育委員会には、本巣市の船来山古墳群保存・活用検討委員会のオブザーバーということで参加をいただいております、本巣市側の整備等々の状況、史跡に向けての

取り組みということにつきましては随時情報提供をさせていただいております。今後も岐阜市へは、私どものほうの状況も含めた情報提供というのは継続してまいりますけれども、船来山古墳群というのは今回史跡指定を受けました本巣市の宝ということで位置づけまして、本巣市側で発信できるように整備を進めていきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございます。

今後ともこの大事な宝を、時間はかかろうと思いますが大きなものにしていただきたいと思いません。

最後の質問に入ります。

商店リフォーム助成金についてということでお尋ねするわけではありますが、今、中小企業、零細企業の中でも商店がだんだん減っていっている中で、元気に商売を続けていこうという皆さんのために、今、本巣市では住宅リフォームという制度がありますけど、これを商店に活用してはどうかということちょっと考えてみたんですが、この本巣市商工会というのは立派な助成金、補助金というのがいっぱいありまして、中でも小規模事業者の持続化補助金というのがあります。これも昨年、ことして147件という申請者がおられるということで、残念なことに、この申請者の中では全員が補助金をもらったわけではなく、中にいろんな項目がありまして、もらえなかった方も見えるということで、それが大体50%強の方が認めていただいているということなんですが、小規模商店者というのは、なかなかみずから手を上げられる方というのは、意欲的にこの商売をやっつけていかれる方だと思われまして。そこで、この金額はともかく、こういう使い勝手のいい制度をつくってはどうかということでお尋ねするんではありますけど、この軽減税率対策補助金という項目も商工会の中にありまして、レジとか受発注のシステム導入費用ということで3分の2の補助金があるんですけど、これは9者ほど申し込まれております。

来年度、国では消費税が10%に上がるという中で、軽減税率というのが一番問題になっているんですが、この小さな業者のレジを取りかえるのにも、かなりお金がかかると思うんです。これが助成金を受けるためにはいろんな審査があり、なかなか使い勝手が悪いという部分もあり、例えばちょっと看板を直したいとか、ここにも看板の設置費用とかということで、一応小規模事業者の持続化補助金にはあります。これで申請した人が住宅リフォームのようにみんなが使いやすくいけるような制度が、この本巣市でもつくっていただけるとありがたいと思います。この制度は、あくまでも商工会の場合は国の助成金が目当てということなので、市独自でこういう零細の商店主の活性化を図るという意味でもこういう制度をつくってはどうかということでお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、御質問の商店リフォーム助成金について、商工業者の活性化対策として創設できないかにお答えをいたします。

現在、本巢市においては、商店をリフォームした場合の助成制度はございませんが、小規模事業者が経営計画を作成し、その経営計画に基づいて実施する事業に対して、全国商工会連合会が補助する事業費の3分の2、原則50万円を上限に小規模事業者持続化補助金を受けることができます。この制度を活用し、平成25年度から29年度までの間に本巢市内16の小規模事業者が採択を受け、商店のリフォームを行いました。

今後、本市といたしましても、本市商工会を通じてこの制度を推進していきたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩いたします。ちょっと用事もありますので、30分ほど休憩したいと思いますので、50分からはいたしたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

午前10時20分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（鰐本規之君）

それでは再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番 堀部好秀君の発言を許します。

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず最初に、移住・定住事業についてお聞きをします。

移住・定住事業につきましては、ほかの議員さんからも多く質問があり、また本巢市も人口減少傾向に入りましたし、少子・高齢化対策、本巢市の将来にわたっての健全な運営のためにも、最重要課題として継続的に取り組まなければならない事業だというふうに考えております。

また、前回、事務事業評価について質問させていただきましたけど、移住・定住事業につきまして

は、平成26年度から3年間連続で外部評価を受けられ、市としても最大限の効果を上げるべく、内部・外部の評価を参考にしながら取り組まれていることと思います。その事務事業評価の内容を見させていただきますと、当初は田舎暮らし体験ツアーを1泊2日なり日帰りで行って見えました。そして北部への移住者への住宅支援、その後、南部への移住者にも拡大され、それから住宅支援の枠も拡大され、年齢要件の緩和と、事業内容を精査しながら取り組まれてきたことと思います。

事務事業評価につきましては、過去の事業を評価し、その評価が反映されるのは翌年度となるのかなあというふうに、タイムラグが生じるというふうに思っております。当初の田舎暮らしツアーに関しまして、事務事業評価では、内部では3年連続、1次、2次ともにC評価でした。外部では当初2年C評価だったんですが、3年目になりまして外部評価はAになりました。このあたりの詳しい内容につきましては、ホームページを見る限りでは知ることはできませんし、事業内容はそんなに変わっていないように思えるんですが、これだけの評価の食い違いといいますか乖離がありながら、最終的には外部評価はAで、体験も継続したほうが良いというふうな評価をされると、なかなか市の事業としても難しいのかなあというふうに思っておりますし、体験事業につきましては、その後、市の移住対策事業には盛り込まれず、地域おこし協力隊、そちらへの委託事業のようになっています。

住宅取得支援につきましても、北部限定のときは、内部・外部とも評価はCでした。外部評価では、一過性の補助金だけではなく長期的な施策の実施などが提言されていましたが、その後行われたのは対象地域の拡大、補助金の充実でした。その年度の事業内容の説明によってもこの評価というのは変わってくるのかもしれませんが、詳しい内容は知り得ませんので、市として外部評価の意見をどのように取り入れているのかお尋ねをします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、移住・定住事業に対する外部評価委員の意見はどのように取り入れているのかという御質問にお答えをさせていただきます。

移住・定住事業における外部評価による意見につきましては、先ほど議員からのお話にもございましたように、平成26年度の外部評価では、平成23年度から実施をしておりました田舎での暮らしや地域住民との交流を通じ、移住・定住につなげる淡墨の里田舎暮らし体験ツアーを、また平成27年度の外部評価では、市の北部地域に移住された方に対しまして、住宅取得等の経費の一部補助をいたします移住定住補助事業、さらに平成28年度の外部評価では、26年度に外部評価を受けました田舎暮らし体験ツアーにつきましては、26年度の外部評価においていただきました意見をもとに事業改善に取り組み、移住者との交流会や水鳥団地の分譲地の案内など、より移住者に寄り添った内容として行った事業に対しまして、改めて評価をいただいたところでございます。

こうした外部評価における意見の反映につきましては、平成26年度の外部評価以降、P D C Aサ

イクルにより外部評価の意見を反映しながら事業を見直しております、田舎暮らし体験ツアーではこれまでの内容を一新し、「ねおとやまオープンビレッジ」と題しまして、オープンキャンパスのイメージで空き家リノベーションやオーダーメイド型のツアー（空き家バンクの物件案内）など、こういったことを行いまして、移住を真剣に検討している方を呼び込む内容として実施したところでございます。さらに、移住定住補助金の南部地域への拡充や三世代同居・近居支援事業など、外部評価からいただいた意見をもとに新たな事業をスタートさせており、加えて市の魅力を発信するための本巢本を発行いたしまして、移住に関するQ&Aをわかりやすく掲載するなど情報発信に努め、市の魅力を伝える事業を展開しているところでございます。

いずれにいたしましても、外部評価の意見を踏まえ、事業の見直し・改善を図ることによりまして効果的な事業になるよう、改善に今後ともつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

部長がおっしゃるとおり、せっかくですから外部評価の意見も大いに参考にされ、またほかの市町の事例も大いに参考にされて、またさらに実績が上がる移住・定住対策をやってほしいというふうに思っております。

次の質問に移らせてもらいます。

今、部長も申されましたけど、事務事業評価の内部でも外部でも市の魅力を発信、また補助制度のPRが必要ということは、市のほうも重々承知をされていることと思っております。また、最近では、若手職員がつけられました本巢本、今、部長からも御案内がありましたけど、その第2版が発行され、さきの議会の予算決算委員会でも、水鳥団地の無償分譲についても、東京などのふるさと回帰支援センターにパンフレットを置き、積極的にPRに努めているというふうな説明をお聞きしました。

ホームページで岐阜県の移住・定住に関する情報を検索しますと、岐阜県の各市町村が行っている移住・定住対策がまとめて全部見られるサイトがあります。ここには、各市町村の住宅支援に対する補助金とか、子育て支援事業の内容、またがん検診などの医療支援、就業支援策、そのほか項目別にまとめられ、岐阜県への移住・定住を考えている人には非常に見やすいサイトになっています。

住宅支援に関しまして、本巢市もほかの市町村に遜色なく充実している情報がここには掲載されております。しかし、ほかが見劣りするんですね。例えば、子育て支援では、本巢市は出産祝い金、第3子以降の保育料の無料、通学・下宿の補助とあるだけです。ほかの市町村では、妊婦健康診査費の助成とか子育てネットワーク事業、産後ケアなどの事業が記載されています。また、医療

支援においても、本巢市では中学校卒業までのお子さんの医療費を助成とあるだけで、ほかの市町では不妊治療費の助成とか予防接種費の助成、がん検診なども記載されています。就業支援もそのほかの事業を見ても、このサイトでは、ほかの市町村と比較すると本巢市の情報はかなり見劣りをします。

では、本巢市は、ほかの市町村よりそういう事業をやっていないのかということ、そんなことはありません。妊婦さんの健診の助成もやってみえますし、節目健診やがん検診も、ほかの市町村より手厚く行っている事業もたくさんあるというふうには私は思っております。しかしながら、残念ながら、このサイトには記載されておられません。これは、本巢市の移住・定住促進事業の内容がうまくPRできていないんじゃないかなあというふうに思っております。例えば、水鳥団地の無償分譲についてもここには記載されておられません。

先日、東京のふるさと回帰支援センターに立ち寄らせていただきましたけど、ここでは、各都道府県というか、東京都はないんで、各道府県ごとの窓口がありまして、当然、岐阜県のコーナーもあるんですけど、そこには市町村ごとに書類箱があって、その中の本巢市の書類箱を拝見させてもらいますと、住宅取得支援策や今の本巢本、また水鳥団地無償分譲のパンフレットも確かに置いてありました。しかし、移住希望者は、たとえ岐阜県に移住したいと思っても、42市町村全部の書類箱を見るわけではありませんし、本巢市の書類箱を最初から見る人は、もう本巢市に移住すると決めている人しかまず見ることはないというふうに思っております。どうするかというと、多分、移住希望者は、岐阜県の窓口に行って、ある程度地域を岐阜県でも絞って、その各市町の環境、特色、移住・定住対策等の説明を受けて、その中から自分の希望に合ったところに興味を持って、それから自分で興味を持った市町村の書類箱を見ることになるんじゃないかなあというふうに思っております。

先ほどの岐阜県の移住・定住対策を比較しているサイトでは、本巢市のごく限られた一部の情報しか掲載されていないということは、本巢市の移住・定住対策が各部署で行われているけれど、それがうまく全体の事業としてPRできていないんじゃないかなあというふうに思います。もしかしたら本巢市は、これらの事業は本巢市が市民向けに行っている事業であって、移住・定住者に対して行っている事業ではないから、そう判断してほかの市町村のように情報発信していないのかもしれないんですけど、やっぱり市がやっていること、市の魅力につながるということのはどんどん情報発信していくべきだというふうに考えております。

移住・定住対策は、今、各部署で行われ、それは連携させて、市が一体となって総合的に取り組む必要があると思われませんが、市としてどのようにお考えになっているのかお尋ねをします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをさせていただきます。

本市に移住者をより呼び込むためには、議員が申されましたようなさまざまな支援策を活用し、連携を図りながら一体的に取り組むことがより重要なことであると考えております。

現在、市が行っております移住・定住につながる施策、先ほど議員からもいろいろ御紹介がございましたが、少し重複するかも知れませんが、そういった施策を紹介させていただきますと、まず移住者に対する直接的な支援施策といたしまして、市内全域を対象といたしました移住定住補助金がございます。また、移住を検討する上での本市の魅力を高める施策といたしましては、まず子育て支援策といたしまして、出産祝い金事業でありますとか、保育料の無償化、また給食費の助成制度などがございます。また、健康・医療面では、各種医療費の助成に加え、地域により密着した保健指導、さらには住まいや暮らしの面での支援といたしまして、移住定住補助金に加え、空き家バンク制度による空き家の利活用や、三世同居・近居支援補助金による住宅取得や改修に対する助成、また水鳥団地の無償分譲につきましても行っているところでございます。

こうした移住・定住に関する施策につきましては、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略にも位置づけておりまして、日本一住みよいまちを目指しブラッシュアップを図りながら取り組んでいるところでございます。

議員御指摘のことも含めましたこういった取り組みは、移住・定住につながるよう、今後につきましても各課連携のもと情報を一元化して、多様な場所や機会、また媒体によりまして本市の移住・定住事業に関連するさまざまな情報が提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

先日、元鳥取県知事の片山善博氏の講演を聞く機会がありまして、鳥取県で下水事業に取り組んだ際に、公共下水道は国交省の管轄、農業集落排水は農林省の管轄ということでしたけど、県でその部署を分けるとなかなか連携がうまくいかなかったもので、一つの下水道事業ということで部署をまとめて事業に当たったというふうにおっしゃってみえました。国からはお叱りを受けたというふうにおっしゃってみえましたけど、事業としてはそのほうが円滑に進んだというようなことを話されておられました。

本巢市でも、移住・定住に関して一つの窓口で全てのことが対応・説明できるというふうな思いがあるので、よろしくをお願いします。

ちなみに、岐阜県のホームページに平成29年度の移住・定住実績報告が載っておりました。県外からの移住者は、過去最高の1,313人、本巢市においては平成28年度は16人だったのが、平成29年度は29人と、13人もふえたというふうに乗っておりました。今までのPR内容については失礼かとは思いますが、それでもこれだけの実績を上げているということですから、もっとうまくPRしてもらえれば、もっと移住者がふえるんじゃないかなあというふうに期待しております。

次の質問に移らせてもらいます。

ちょうど片山さんの講演会があった会は、人口減少をテーマにした大会でありまして、その中で本巢市の藤原市長がパネルディスカッションのパネリストとして登壇されるということで、私も拝聴させてもらいに出向きました。その中で、市長は、雇用のミスマッチが起きているというふうに話されておられました。岐阜県は有効求人倍率が2倍を超えていて、一見景気がいいように見えるけれども、人が欲しいところに人が行かないから、その職種の求人倍率が上がって、そのせいで全体的に求人倍率が上がっている。つまり、求職と求人のミスマッチが起きているというふうに話されておられました。さすがに藤原市長、よく勉強されているなあというふうに思い、感心してといっちは失礼ですけど、聞いておりましたけど、人気のない職種が地域にあっても、それが移住・定住者にとっては魅力にならないということになるというふうに思っております。

現実的に有効求人倍率が2倍を超えているという現状では、本巢市に幾ら仕事がありますよといっても、移住・定住者には余り魅力には映らないと思うんです。そういった状況下におきまして、本巢市において雇用に対しどんな対策を考えているのか、何か対策があればお聞きしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、移住・定住の事業についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

結論からいえば、堀部議員のおっしゃったように、これをやれば起死回生の一発のいい施策になるということはなかなか申し上げにくいところでもありますけれども、現在、本巢市が置かれている現状、そしてまた、取り組んでいることを少しお話し申し上げたいというふうに思っております。

岐阜労働局から発表されました資料によりますと、平成30年8月分で岐阜県の有効求人倍率が2.03倍ということで、過去5番目に高い水準になっております。その中身は、さっきお話がありましたけれども、専門的・技術的な職業、または生産工程の職業等において、かなり高い求人の倍率になっているというふうに思っております。これは、何ととっても少子・高齢化の進行によりまして生産年齢人口が大きく減少していること、また、先ほどちょっとお話にございましたけれども、いわゆる労働力を求める企業側と、いわゆる仕事を求める求職側のニーズがやっぱり一致していない、ミスマッチになっているということから、こうした高い倍率で推移している状況であるというふうに私は考えております。

そういった状況の中で、本巢市では、本巢市企業立地促進条例というのをつくりまして、その中で、市内企業に対しまして必要な奨励措置というのを講じておりまして、それで働く場をつくろうということで優良企業の誘致というのを今までも図ってきておりまして、本市の、その中でも誘致を図ると同時に、その他企業に市内の住民の方々を積極的にこういった企業に雇用してほしいということをお願いもしてきております。その結果、平成25年から29年度までの間には、市内の住民が

22名、こういった企業に雇用されているという実績が出ております。しかし、市内事業所からは、進出できた企業からは、まだ雇用の確保に苦慮していると聞いております。こうした不足人材を確保するために、こうした事業所では、年々外国人労働者の雇用をふやして対応してきているという状況であるようでございます。

今後も、こうした市内企業等も含めた雇用の確保というのには大変、先ほど申しあげましたように少子・高齢化等々の状況もでございます。年々厳しい社会情勢になっておりますけれども、我々としては、これで手をこまねいてはいけないうことで、引き続き安定的な雇用が図られるように、いろいろそのための求人対策というのを、いろいろな方々のお力をいただきながら今実施しているところでございます。

1つは、市の商工会が実施しております「もとまる元気なまちフェア」というような支援ですとか、西美濃広域連携事業の一環ということで、高校生の就職希望者を対象とした企業視察の開催ですとか、また首都圏等で行われております大学の企業説明会、そういったものに参加される企業への助成、また岐阜連携都市圏連携事業において実施いたしております圏域での企業等就職合同説明会、こういったものに我々も参加させていただきながら、そして近隣市町との連携によりまして、市内の事業所への優秀な人材の確保というのにPR活動を進めておるところでもございます。また、都市圏で実施いたしております西美濃地域の定住促進PR事業というのにも、また引き続き実施をさせていただくということで、先ほど来お話がありますように、首都圏での人材、いわゆる移住者の発掘ということもあわせて行っていきたいというふうに思っております。

これからも、市内外から多くの方々がこの本巣市に移住・定住していただける、そういった場にできるように、そしてまた、移住・定住する方々が希望の職種にうまく入り込めて、そしてやっていけるようにさまざまな職種の企業誘致をしながら、これからも移住・定住対策というのにも取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、いわゆる求職と求人とのミスマッチというのが、今の岐阜県の経済情勢、企業の情勢というのを見ますとなかなか厳しいものがありますけれども、ただ厳しい、厳しいと言っておってもいけないものですから、先ほどのお話にもありますように、魅力を感じて外から入ってきていただいている方がまだまだお見えになります。我々もそうした岐阜県へ、そして本巣市へぜひ行きたいと、行ってもいいよというような方々がこれからもどんどんふえるように、いろいろ施策の充実もしながら、これからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

先月、越前市議会との行政懇談会が行われまして、その中で越前市の中の説明をお聞きしますと、越前市は県外の大学へ進学した学生のUターン率が悪い。特に女性が悪いというふうにお話をして

みえました。これでは必然的に男性が余ることになって、これが晩婚化につながり、ひいては出生率にも影響してくるというふうな説明があつて、私も興味深く聞かせていただきました。

越前市の女性は、18歳になると勉強する場所、働く場所を求めて越前市を出ていくことになるということですが、そうすると本巢市も、若い女性の就業場所、就学場所が充実していれば、これが移住・定住に結びつくのではないかなあというふうに思っております。

近隣の市町で実際に住民にアンケートをとったところ、やはり女性の働く場所が少ないという意見が多くあつたそうです。私の勝手なイメージですけど、男性は1時間でも1時間半でも通勤に通えますけど、女性はやっぱり家の近くで働きたいのかなあ。女性のほうが、近くに就業場所、職場を求めるのかなあというふうに思います。イオンやモレラなどの商業施設がある本巢市でも、もし女性の働く場所が少ないということでしたら、一度、市として女性の就業に取り組む必要があると思いますし、ぜひアンケートなりで女性がどんな職種、どんな職場を求めているか意見を聞いてもらって、移住・定住事業に少しでも反映してもらえればなあというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、健康づくりポイントについて質問をさせていただきます。

生活習慣病対策や健康寿命を延ばすために、各種の検診や健康診断、軽い運動知識を得るための教室などは大変必要なことというふうにされております。平成29年の第3回議会で、前の議員の高田文一氏が、静岡県藤枝市の事業を参考に健康づくりポイント制度を市としても導入したらどうかというふうに提言され、市も前向きに検討するというふうに答弁をされております。その後のこの健康ポイント事業についての進捗状況をお聞きします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、健康づくりポイント制度の進捗状況についてお答えをいたします。

本事業につきましては、平成29年第3回本巢市議会一般質問で御提案いただき、昨年度より本巢市健康づくりポイント制度の実施に向け検討をしているところでございます。

現在の進捗状況でございますが、昨年度より市内の関係する担当者を集めましてワーキンググループを組織し、検討を行っておりまして、本市が実施する健康に関する事業のうち、健康診査やがん検診のみでなく、ジョギング大会等の健康増進や体力づくり事業、また介護予防関係の教室などの事業を対象に健康ポイントを付与し、ポイント達成者には抽選で健康グッズなどを贈呈する事業として平成31年4月から事業をスタートさせていただく予定でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

静岡県藤枝市には、私もそのとき同行しておりまして、一緒にお話を聞かせてもらったんですけど、藤枝市の事業につきまして一番の課題となるのは、参加してくれる協賛店の確保だなあというふうに思いました。職員の方が市内の店舗や事業所を回って趣旨を説明して、協賛してくれる事業所を一軒一軒ふやしていったというふうな話をされておみえでした。これが大変だなあというふうに私は思いましたが、本巣市には幸いもとまる商品券があつて、もとまる商品券が使える加入店も多数あることから、それを有効に活用することで、そんなに市の職員に負担なく事業に取り組めるのかなあというふうに思います。

それで、ポイントがもらえる対象事業というのは、今、幾つかお話もありましたけど、具体的にどのようなものがあるのか、再度お聞きしますのでお願いします。

○議長（鰐本規之君）

再質問ですか。

○7番（堀部好秀君）

いえ、2番目の質問です。

○議長（鰐本規之君）

了解しました。

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

議員お尋ねのポイント取得の対象事業につきましては、健康増進課の実施する各種健康診査、がん検診の受診、結果説明会への参加を初め、社会教育課のもとす遊RUNジョギング大会やモレラ歩こうプロジェクト、ソフトバレー大会、軽スポーツカーニバルや福祉敬愛課が実施いたします介護サポーター養成講座等の受講、一般介護予防事業講演会、在宅医療・介護連携推進事業講演会への参加、地域包括支援センターの介護予防教室や認知症予防教室等への参加のほか、屋内温水プールゆ〜みんぐの利用など、市民の皆様の疾病予防や健康の保持・増進につながる事業を健康ポイント取得の対象事業として考えております。

[7番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

大変幅広い事業を網羅していただけるようでありがたいというふうに思っております。

今、お話の中にもありましたけど、今年度、本巣市はモレラ岐阜と協力して、モレラ岐阜の中にウォーキングコースをつくりました。この大型ショッピングモールでのウォーキングコースというのを、偶然にもこの4月から各務原市のイオンモール各務原、また愛知県木曽川町のイオンモール木曽川でも室内にウォーキングコースができたというふうに、春先のテレビで報道されておりました。

た。また、先週の23日には、モレラ岐阜の屋外でのウォーキングコースの開所式がありまして、300人以上の市民の方が詰めかけて開所式の後、一緒に歩きましたけど、健康への関心の高さを感じました。

それで、今お話のあったモレラのウォーキングコースですけど、せっかく設置されたのですから、有効に市民に活用してほしいなあというふうに思っております。今回、屋外でのウォーキングコース、屋内も含めてですけど、23日にこのような記録用紙を配布してもらいました。この記録用紙には、自分で100回まで何月何日に何キロ歩いたかを記録することができまして、これがいっぱいになるとモレラの中の観光案内所でもとまるグッズと引きかえてもらえるというふうに説明がありましたけど、この記録サイズがちょっと大きいなあというふうに皆さんおっしゃっておいまして、やはりモレラとの連携事業でもありまして、モレラのウォーキング専用のカードになっております。例えば、今、携帯電話やスマートフォンなんかでモレラの屋内、屋外にあるチェックポイント、これを撮影しますと画像に日付が記録されます。その画像をどこかに見せることによって健康ポイントに交換してもらえとか、そういった利便性も考えて、市民が取り組みやすい仕組みも考えてもらえたらなあというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それで、次の質問に移りますけど、岐阜県でもこの9月から清流の国ぎふ健康ポイント事業が始められました。やはり健康への関心度は高いということを思いますが、瑞穂市や北方町はこの事業に参加しておみえになるんですけど、残念ながら、本巣市は今のところは参加していません。それで、北方町でちょっと話を聞いてきたんですけど、まず北方町の役場の窓口で、この健康チャレンジシートというのをもらってきます。これを持って、北方町が対象にしている事業、例えばわかば健診とかだと2ポイント、あと健診の説明会とか栄養教室などに参加すると1ポイントがもらえて、これをシートにスタンプを押してもらうんですけど、いっぱいになる6ポイントを集めるとミナモ健康カードがもらえて、岐阜県中の協力店、これ本巣市内でも金融機関とかファストフード店も協力をしてみえて、特典を受けることができます。さらに、これが抽せん申込書にかわっておりまして、これを送ることによって、抽せんで健康グッズや県産品が当たることになっております。

この県の事業に対し、本巣市としてどうかかわっていくのかお聞きします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

岐阜県の清流の国ぎふ健康ポイント事業は、県民一人一人が健康づくりに取り組みやすい環境を整備することにより県民の健康寿命の延伸を図ることを目的としており、各市町の健康づくり事業を後押しするものであります。

具体的には、県は健康チャレンジシートを作成いたしまして、本事業に参加する各市町村に配付をいたします。住民の皆さんは市町村が実施する健康づくりメニューに取り組んでいただき、ポイントをためていただきます。ポイントが基準まで達しましたら、ミナモ健康カードの交付や、景品

抽せん会に参加できる申込書が配付をされます。このミナモ健康カードは、本事業に協賛する事業所等で提示すれば割引等のサービスが受けられるというものでございます。

議員お尋ねの県事業への参加につきましては、本巣市健康ポイント事業の運用を開始する平成31年4月より参加する予定でございます。また、連携性につきましては、本市の本巣市健康ポイント事業は、岐阜県の清流の国ぎふ健康ポイント事業と同じ制度で運用する予定でございます。ポイントカードや健康ポイント取得の対象事業は共通のものとするなど、県事業との連携を図ってまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

今のお話を聞きますと、本巣市民は健康に関するイベントに参加すると、県でも市でも両方ともポイントがもらえるということになって2倍お得かなというふうに思いますし、その相乗効果によって多くの方がより健康に興味を持って、関心を持って参加していただき、健康な市民がいつまでも元気に活躍されることを期待して、次の質問に移らせていただきます。

「子供の運動習慣アップ支援事業」についてお聞きをします。

子どもの基礎運動能力は年々低下していると言われてまして、この時期にしっかりとした基礎運動能力を身につけることは、その後の人生にも大きな影響を与えられ、本巣市でも、29年度から幼稚園から、岐阜大学の春日教授の指導のもと、生きる力を育むプロジェクトが開始されました。

その結果、幼稚園の運動会などでは、園児が物を投げる、手を振って走るといった基礎運動能力がしっかりできているところを拝見させてもらうことができました。小学校でもこの授業を取り入れようと平成30年度から取り組まれ、この効果が上がることを期待しておるところですけど、こういった中で、さきの9月議会でスポーツ庁からの委託事業の運動習慣アップ支援事業が行われることになったというふうな説明がありました。この事業の内容についてお尋ねをします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

「子供の運動習慣アップ支援事業」の具体的な内容についてお答えします。

昨年度、市内全幼稚園で実施しました生きる力を育むプロジェクトでは、園児の投力、跳力などの年間伸び率が全国平均を大きく上回り、自分の体をうまく調整する力も見違えるほど高まりました。また、運動能力だけでなく、強くて優しい心や知恵を絞る頭、集団性・社会性の高まりなど、子どものさまざまな変容が顕著に見られました。この成果がスポーツ庁でも大きく認められ、本支援事業を実施することとなりました。市町村としては全国で初めての取り組みとなります。

この事業の内容は、特に次の3つです。

1点目は、全国的になかなか手をつけられていなかった子どもの運動状況を見える化（可視化）することです。

まず、子どもたちの実際の運動量や動きのスピードなどを正確なデータとして可視化していきます。データのとり方は、新たに情報通信研究機構が開発しました活動量計、子どもたちはこれを「もとまるパワーアップベルト」と呼んでいます。それを毎日腰につけ、運動の状況をICTにより収集します。それを科学的に分析して、どのような運動遊びやどのような指導が有効であるかを検証していくのが狙いです。

2点目は、幼稚園の先生方の運動遊びの指導力向上の取り組みです。

市内の幼稚園の先生方を対象に、大学などの専門講師による講義及び実技による指導を複数回行っただけです。さまざまな鬼ごっこやリレーなどの具体的な運動遊びの内容や、そのときの指示のあり方などを丁寧に伝授していただきます。

3点目は、家庭での運動遊びの啓発です。

保護者に対しての遊びの紹介や意見交流会を実施します。運動遊びを通して保護者の家庭教育力アップを図りながら、親子の心のつながりや生活改善、子育てを見直す内容となっています。

以上のように、この事業は子どもたち自身が自分の運動の足跡や伸び、成長を実感するとともに、園や家庭で運動の楽しさを十分に味わって、生涯にわたって運動やスポーツを行う習慣を身につけていくための事業となっております。

[7番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

全国で、市町村では唯一本巣市だけがスポーツ庁から委託を受けたということで、教育長がおっしゃられたように本巣市の生きる力を育むプロジェクト、これが大きく国に評価されたんじゃないかなあというふうに思っております。

今、具体的に内容をお聞きしまして、子どもさんの運動能力を園と家と全てで見守って向上に努めていくということかなあというふうにお聞きしましたが、このプロジェクトによって子どもたちにどんな効果が期待できるのかお尋ねをします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

事業を行うことで期待される効果についてお答えします。

活動量計によるデータから明らかになることは、1日の活動量、歩数、動きのスピードを示す運

動強度、午睡状況などです。その詳細を可視化していきます。可視化することにより、運動遊びの量と質を分析し、子どもの動きを高めるより効果的な運動遊びを検討し、運動遊びプログラムを改善していきます。改善を終えた段階で、本巢市版の運動遊びの手引きを作成して、全ての園と小学校に、幼児期にふさわしい遊びとその指導のあり方として提供していきます。これらの分析をもとにして、小学校低学年の運動遊びや体育授業の内容も改善していきます。さらに、一人一人の子どもをよく見詰め、個の運動量や質を分析し、今まで見落としていた運動量などの少ない園児に対して、個に応じた意図的な運動遊びの指導を行ってまいりたいと考えています。

幼稚園の先生の資質向上の視点からは、大学などの専門講師がいなくても同様の指導ができることを目指します。その検証は、専門講師の指導と幼稚園の先生の指導との運動の量や質のデータの比較によって行っていきます。

今回の支援事業で得られた分析結果は、本巢市の子どもたちの運動の量や質がいかによくなっているかを検証できるものであり、来年度以降の生きる力を育むプロジェクトの取り組みを、エビデンスに基づいたより効果的、効率的なものにさらに改善するもので、運動好きで運動上手な子どもの育成につながっていくと考えています。事業効果はそれらにとどまらず、子どもの将来の運動機能の形成、コミュニケーションなどの社会適応力の育ち、脳の認知的能力と想像力の発達など、未来にあらわれてくるはずで、今後、保護者も含めて子どもとかかわる全ての大人がこの事業や運動遊びの意義を理解し、本巢市独自の誇れる取り組みとして推進し、子どもたちの未来をたくましく生き抜く力に結びつけていきたい、そう考えております。

[7番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

今、お話を聞いていて、私の運動能力も一旦データ化して見せてほしいなあというふうにも思いましたが、子どもたちがたくましく生きる力を育んでくれまして、将来の本巢市を力強く支えることを期待して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩いたします。再開は1時から行いますので、よろしく願いをいたします。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

私、鰐本規之が一般質問を行いますので、副議長と交代をいたします。暫時休憩をいたします。

○副議長（瀬川治男君）

再開いたします。

議長が一般質問を行われますので、会議規則第54条の規定により、私が議長の職務を行います。

8番 鏑本規之君の発言を許します。

○8番（鏑本規之君）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問は、さきの一般質問に続いての一般質問でございます。

その前に、同僚の議員が法務大臣の表彰を受けたということで、大西議員が受けたということで、きょう聞きましてびっくりをしたところでもあります。法務大臣というと、私と余り御縁のないところでもありますけれども、保護司ということをして20年以上やられたということで表彰をされたということでございます。非常に同僚議員としては、おめでたいことだなあという思いをしております。何分にしても20年という長い年月、同じことをずうっとやっていくということはずいぶん長いことだなあという思いをしております。

本巢市においても、合併して15年という歳月がたっております。私もこの地域に来させてもらって、もう早いもので20年ちょっとたつかなあという思いをしております。そういう中で、議員として一般質問をさせてもらうわけでもありますけれども、9月議会における一般質問、私の質問でございますので、少し時間がなくなりまして、途中なかで終わってしまったような思いをしております。体育協会の問題について一般質問をするわけでもありますけれども、これは、ただ、体育協会のことに関してのみではなくて、合併をして15年という歳月が流れてきて、その中において、合併当初からいろいろな形で補助金等々が出ている、またそういう団体等々の運用の仕方においても、15年の長い歳月の中において、少しずつ時代の変化の中で変わってきているだろうという思いをしております。

そういう中で、私の後に先輩議員たちが補助金等々のことについて、また、私も一般質問をしますけれども、イベント等々の見直し等々についても一般質問をしますけれども、これはやっぱり長い歳月の間に少しずつ、時代の変化とともに変わってきているだろうという思いの中で一般質問をするわけでもあります。

私の調べた中では一番わかりやすい中における団体というのかな、協会について質問をするわけでもあります。前回、9月のときに質問をして回答をいただいておりますけれども、それに準じて、今回も質問をしたいと思っております。

回答される事務局長にしておかれましては、答えにくいこともあろうかと思っておりますけれども、今回はきつく質問をすることもあろうかと思っておりますけれども、御容赦のほどよろしく願いをして、質問に移らせていただきます。

本巢市の体育協会の運営、補助金のあり方についてということであります。

1 番目に質問をいたします。

本巢市体育協会に所属する団体数はいかほどか。まずそこからお聞きをします。

簡単なことでございますけれども、私なりに、これはわかっているんだけど、そのことを聞いたかと思うんですね、前にも。これは21団体ということであります。21団体、議長におかれましては、ちょいちょいと飛んでいきますのでよろしくお願いをいたします。

21団体の中で、どのぐらいの方が組織の中として運営をしておるのかと。役員等々のことについて、もしわかることであれば、説明をお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、本巢市体育協会に所属する団体数等についてお答えをさせていただきます。

平成30年度に所属している団体は、今、議員申されましたように、バスケットボールやサッカー、陸上競技など21団体が所属しております。会員数は1,846名でございます。

また、役員の構成でございますが、本部役員といたしまして会長1名、副会長2名を含む8人、常任理事として、各種目代表と高校、中体連でございますが、代表を含めた23名、理事といたしまして、各種目支部代表等の38名の役員で構成されております。

〔8 番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8 番（鏝本規之君）

今の21団体、体育協会に所属している団体が21団体ということであります。役員としては69名の方が役員として、いろんな形で協会の中で運営等々をしておるかと思っております。

この21団体がどういう経緯で、この体育協会の会員になられたのか。また、その経緯。前々からずうっと続いている、合併前から続いている団体もあろうかと思えますけれども、町のときと市のときとは当然違うであろうと思っておりますので、そういうことも含めてお尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいまの御質問の体育協会に所属する団体の入会の経緯についてでございますが、平成16年の町村合併に伴いまして、旧町村体育協会も含め、あわせて合併をし、そのまま市の体育協会へ引き継がれております。

その当時は、22種目49団体が入会されております。その後、同じ種目の団体につきましては1団

体へ統合されるというようなことで、また、クレール射撃やスキー競技など新しく入会をされたり、パドルテニスや銃剣道が退会されていったということで、現在21団体となっております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

通告は、再質問等々の関係もありまして、5つに分けて質問をするというふうになっておりますけれども、1番、2番が3番というふうにはいかないこともありますので、ひとつ御容赦のほどよろしく願いをいたします。

これは再質問でございます。今、21団体の方たちが団体として加入をしているよというふうに、当然そのことにおいてはいろんな経緯の中で体育協会のメンバーになったかと思っております。

4番目の質問と重複するかもしれませんが、当然、そういうときにはルールの中において物事をするであろうと思っております。当然、先ほど言ったように69名の会員、役員がおられる。当然、その中においては、総会とか理事会とか役員会とかいろいろな会議があって、その中の会議の中において、いろいろなことが決められていくだろうと思っております。

この21団体の中において、市町村のときから行われている団体、会員として認められている団体も含まれているだろうと思っておりますけれども、この21団体の中で、市町村時代のとき以後に体育協会になった会員、または会員数がもしわかるようであれば、答弁をお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいま御質問のいつ団体がふえたかということでございますが、まず競技別で御報告させていただきたいと思いますが、19年に旧町村でいろいろ合併して、地域別にございましたのが合併して1つの種目になったというので、減少しております。

それから、19年度からゴルフ競技、それから水泳、これは水泳は脱会をしております。銃剣道も18年度に脱会をしております。インディアカが24年度から脱会をしております、新しく入っておりますのは、今申しました19年度からのゴルフと、先ほど申し上げましたクレール射撃とスキーでございます。これにつきましても、19年度から参加をしております。

以上が増減をいたしまして、現在21団体ということになっております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

再質問でございます。

その中に、今も休会というような形、入会においても休会においても、当然この中に書かれているように、本会への入会、休会及び退会については、総会及び理事会の承認を得るものとするということが体育協会の規約の中に書かれています。入るにおいても休会をするにおいても、こういう理事会とか総会とかいうものが当然行われているかと思っております。

そういうものについて、今言われた入会された新しいゴルフ協会にしても、また水泳等々で休会になっている人たちにおいても、どういう理由とどういう目的を持って休会、もしくは会員となられたのか、わかる範疇内で結構ですので、お答えをお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

まず、脱会、退会と休会につきましては、会員の減少によりまして休会したり、退会をされております。

それから、入会につきましては、団体を形成されて競技をされるということで、10名以上の団体について入会規定ではなっておりますので、そちらで、今、議員申されましたように、体育協会の規約によりまして、総会及び理事会の承認を得て入会をされておると伺っております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

再質問になりますけれども、休会においても、それから入会においても理事会で承認を得たりということになるわけなんです。当然、入会するにおいては、体育協会の規約を守ることが前提になって、入会が許可されているだろうと思っております。休会においては、その団体の事情等々もあろうかと思っております。

この中において、新しく入会をした団体、今の説明だとゴルフ協会というようなことが先ほどの答弁の中にありましたけれども、ほかにまだあるかとは思っておりますけれども、あるのかないのかということと、入るときには、この体育協会の規約を遵守するというになっているのか等々をお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

当然、入会に当たりましては、体育協会の規約に目的がございます。それから、事業内容がございますので、こちらのほうを、規約を遵守して事業に取り組むという条件で入会をしておみえだと考えております。

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

入会をするにおいて、この体育協会のルールを遵守するということが入会の条件だというふうの答弁だったと思っております。

当然、規約の中には事業内容として、団体する会、もしくはクラブにおいては、この中で、事業の第4条の中の2というところに、各種競技大会、講習会等を開催すること。また、4番目に競技力の向上及び指導者の育成を図ることと書かれております。また、教育者、この中に指導者の育成を図ることが書かれているということは、そういうことも含めて、当然ここに所属する団体はそういう行為を行っているだろうというふうに思っております。

そういう中で、次の質問に移りたいと思います。

3番目のゴルフ協会についてということなんですけれども、新しいメンバー、体育協会の会員となる15年以前に、また以後になったということの質問をしておりますけれども、以後に対してのなかなかの答弁がされておられませんので、その中で出てきたゴルフ協会というのがありますので、このゴルフ協会についてお尋ねをいたします。

このゴルフ協会においては、私の知る限り、今言われた事業の中の第4条の2番、大会は開いておっても、その中において講習会等を開いたということは聞いたことがありませんし、また指導者の育成ということについても行ったということを知ったことがありません。それでもなおかつ、この体育協会から補助金をいただいて、そして大会の運営をされているということについて、それを指導する立場、また補助金等々を出している側としてはどのように掌握しておるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

まず、御質問のゴルフ協会の入会の経緯についてから御説明をさせていただきます。

ゴルフ協会の体育協会への入会の経緯でございますが、平成19年度に岐阜県ゴルフ連盟が岐阜県体育協会へ加盟され、当時の県民体育大会にゴルフ競技が追加されたと。この大会に参加するため、各都市の体育協会の加盟団体であることが必要になったということから、そのため、本巣市においても、県大会へ選手を派遣できるようにするため、本巣市ゴルフ協会も平成19年度に体育協会に加盟をされたというふうに伺っております。

それから、御質問の規約のスポーツに関する講習会等、大会でございますが、第3項でございますが、これについては調査・研究及び指導奨励に関する事業ということで、これらの事業についてはスポーツ普及に関する調査などを必要に応じて行われるというふうに考えております。

それから、大会に参加することによって競技力の向上と指導者の育成が図られていると考えております。

[8番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

ゴルフのことに限って言いますと、ゴルフというのはルールがちょこちょこ変わるわけなんです。細かいことを言いますと、来年から、今までは2度打ちは1罰ということ、2度打ちというのは一旦球をぼんと上げたときに、また上がった球にぼんとさわって、これを2度打ちと言うんですけれども、この2度打ちをすると2回打ったということで1打罰になるわけなんです。けれども、来年度からはその2度打ちが1罰がなくなるというような形で、ルール改正が結構行われるわけなんです。

当然、指導者の育成、また等々のことをやるということが、この体育協会の中でうたわれているにもかかわらず、大会が行われると、そこで食事、飲んで、景品をいただいて即開催と。それ以外の会合等々を行ったということを聞いたことがない。

そういう中において、今言われる答弁が成り立つか否かということを一度伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ゴルフ協会、ゴルフ競技のみならずですが、ほかの競技につきましても、大会を通じた中でルール改正等の講習等を行ってみると考えておりますし、指導者の育成を図っておられるというふうに考えております。

[8番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

この質問は何度しても多分わからないだろうと思うし、奥歯に物が挟まったような言い方しかできないだろうと思っております。

なぜなら、体育協会のトップは県会議員であり、またその下にいる副と言われる人も市会議員をやっております。当然、その方がもう15年近くにわたり体育協会の会長という形でやっておられると。日産ではありませんけれども、権力がある程度のところ集中することによって、大概のことが通ってしまうということもあります。また、そのことに関して意見を言うこともできないというのが、そういう風潮、またそういう組織体になるおそれが非常にあるかと思っております。

答弁者においても、トップが県会議員であるということになれば、少し物の言い方にも、少し言いにくいこともあるだろう。最初からそのことはお断りをしておりました。このことにおいては、私としては到底納得はできませんけれども、次の質問に移りたいと思っております。

この体育協会においては、多くの補助金が出されております。当然、入会者がふえれば、21団体について、それなりの補助金が出されております。この補助金が出されていることについてお伺いをいたしますけれども、当然、この団体においては、先ほど答弁の中にあつたように、総会、理事会等々が行われているかと思っております。

その理事会等々が行われた中において、この団体は今少し納得のできない部分もありますけれども、この規約に基づいた指導者の育成、また体育協会の会員としてやるべきことをきちんとやっているということが認められて、初めて次の予算等々にも反映してくるだろうというふうに思っております。

そういうような形で、どういう形の総会、もしくは役員会という会議がなされているのか。また、そのことについてどういうことが語られていて、どういう結果において、入会にしても、また次の予算にしても決定をされているのか、お伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

質問者、4点目でいいですか。

○8番（鰐本規之君）

はい、そうです。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

体育協会での総会の内容につきましての議事録でございますが、議事録の常任理事、それから理事の署名をした議事録等は現在ございません。しかしながら、体育協会の総会における議事内容を年4回ほど常任理事会も含めまして、記事の内容について、体育協会で雇用しております職員が記録をとっております。

また、会議の内容でございますが、総会及び理事会、規約に基づきまして、第14条に規定しております規約の変更、役員を選出、事業の方針、計画、会計、予算、決算について、それぞれ理事会及び総会で御審議をされております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鰐本規之君。

○8番（鰐本規之君）

今、説明の中において、総会また役員会等々の中においての議事録がないというふうに言われますけれども、これは間違いないんですか。答弁には、あるかないか、そこで教えてください。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

署名した議事録がないということです。

○8番（鏑本規之君）

署名した議事録がないということは、正式な議事録がないという。今の答弁の中に、担当の職員、事務員というのかな、それが何かの形で記載をしていますよという答弁だったと思うんですけども、これは私が調べに行ったときに、そういうものがあるとすれば、それも一つ見せていただけませんかというふうなことを言ったところ、これは私的に私が事務員として筆記みたいな形でメモしたものであって、人様に見せられるものではないというようなふうの回答がありました。

じゃあ、議事録はないんですかと言ったら、当然、議事録なんかありませんよということなんです。議事録もないよと、覚書みたいなものしかないよという中において、今の答弁で言うと、そういうことをやったというふうに言われておりますけれども、やったのか宴会をやったのか、何かわからないようなことになるんじゃないんですか。

やったという署名もなければ、そこでどういうふう議論をされて、そして入会が認められた。また、脱会が認められた、休会が認められたと。問われたときに、議事録もなかったら、どうしてそのことを証明することができるんですか。

この議事録のないということの重さというのかな。当然、市民からいただいた税金等々をそこに費やして、そこからまたそのお金を各団体に配付というのかな、補助金として出す。その中において、議事録も何もない。これも一つおかしいなあという気がします。

また、この協会のトップが県会議員なんです。また、副も市会議員なんです。この会議というものにおいて、会議録というものがどのぐらい大切かということは、おのずとわかっているだろうと思うんです。にもかかわらず、十数年にわたって会議録がないということは、この団体が団体として、協会が協会としての体をなしていないのではないかと思いますけれども、担当する事務局長としての見解をお伺いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

当然、会議の会議録、誰がどう発言したかという内容も含めまして、採決された内容を記録するものは必要だというふうに考えております。

現在、署名をした議事録はございませんが、議事録をとるといような指示をしております、現在は議事録、会議録はございます。その会議の内容を記載したものはございますし、当然、これからもとるように指示、指導をしていきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏝本規之君）

私が調べに行ったのは、まだ数カ月前なんです。そのときに、議事録はないよと言われた。そして、その後で一般質問を行いました。それ以後において議事録をとるようにというような形で指導したのかな。それしかないような気がいたします。

何にしても、どういう形にしても議事録がないということについては、入会にしても休会にしても、補助金を出すにしても、どういう理由でどういうふうに出したかということは、後々調べるにも調べようがないという、そういうところに対して、今、議事録をつくるようにというように指導をされましたけれども、これは過去のことに於いて今からどうこうと言っても仕方がないだろうと思っておりますけれども。

5番目に移ります。

そういう議事録もないような、私に言わせれば、仮にも県会議員という議員としての形を持っている人、副も市会議員としての形を持っている人が行っている協会、正・副を行っている。その中において議事録もないという、早い話が体育協会としての体をなしていない、そういう団体において、補助金の申請がなされている。今予算にも幾ら幾らという金額が提示されている。

当然、私たちもそのことをよくわかりませんでしたので、予算について、当然オーケーをしたわけなんです。けれども、今聞いた内容においては、私も議員の一人として、到底そのことについて、わかりましたですよというわけにはいかないという思いをしております。

この団体、体育協会において、補助金団体として補助金を出しているというよりも、あなたたちは私たちに対して、議員に対して、これだけの予算をしてくださいよという形で提示をしている。提示した金額はもちろん認めているわけだ。そうすると、その中で予算として体育協会に組み込まれたお金がどういうふうに使われているのか、そのことについてどういうふうに把握しているのか、お伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

補助団体に対します補助金の管理体制でございますが、市といたしましては、各団体から提出されました補助金等交付申請書、それから補助金等実績報告書の記載内容及び添付書類であります事業計画書や事業報告書、収支予算書、収支決算書に基づきまして、補助対象経費が適正であるか、適正な執行がされているかということを確認しております。

また、補助団体の総会などへ出席することで、事業内容や収支決算書等について提出書類と相違がないか、再確認をさせていただいております。

いずれにいたしましても、今後も補助金の適正な執行が行われるように、引き続き確認と指導をしてまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

この予算がどのように使われているか、そしてどういうふうに配分されているか、そういうことを調べるにも調べようがない。何遍も言いますけれども、議事録がないということはそういうことなんです。そういう団体において、これからも当然、21団体の中には真面目にやっている団体もあるわけなんです。当然、きちんとした組織の中できちんとやっている、監査もきちんとやっている団体もあるわけなんです。中に、本巢市体育協会、ゴルフ協会というようなずさんな、やりもしないようなことをやったというような報告をしているかもしれない、そういう団体もあるわけなんです。

そういう団体に対して、どうして補助金をこれから申請してくるのか、また来年度も当然してくるであろうと思っております。この体育協会の組織図、また議事録等々が今のままであるとするならば、私も議員の一人として、このときの予算については一括審議でございますので、附帯決議、もしくは何々をつけて賛成、反対をしなければいけなくなると思っております。

そういうことも含めて、この体育協会のあり方については、厳しい監視の目と、これからの指導がどのようにいくかということも注視しながら、これからよく確かめていきたいと思っております。3月議会においては、それなりの思いを持ってやっていきますので、よろしく願いをいたします。

わけのわからないような体育協会の運営の仕方についての一般質問は、これで終わります。これ以上やっていきますと血圧が上がりますので。

次に、河村議員も質問をされましたけれども、15年間の長きにわたって、いろんなイベントが行われてきております。その中において、イベントの見直しということが私の中でずっとあるわけなんですけれども、そのことについて質問を行います。

本巢市には、私が知る限りでも多くのイベントがあるんですけれども、大きなイベントとしては3つあるのかな。ほたる祭りとふれあいサマーともとす織部祭りと。最近では、もとす織部祭りがありました。

その中において、どのように運営されているのか。また、今後どのように運営をされていくのか。このことについては、重複するかもしれませんが、できる範疇内で結構ですので、御回答をお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

現在行っておりますイベントにつきましては、けさほどの河村議員の御質問にもお答えをさせていただきましたように、それぞれの実行委員会において御検討をいただき、実施・運営をしていた

だいているところでございます。

今後の運営につきましては、今まで以上に市民の皆様喜んでいただけるイベントにしていくことに加えまして、イベントに携わる実行委員会の皆様がやりがいを感じていただけるイベントにしていくことが、何より大事なことであるというふうに考えております。

そのためには、市民協働の考えのもと、それぞれの実行委員会がより主体的にイベントの内容や方法をよくお話をいただきながら、今まで以上に市民目線でのイベントとなるよう、市としても働きかけをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

このイベントは、質問の中には市民の安全性とか駐車場の確保とか等々も含まれておりますけれども、総体的には、なぜこの質問をするかという、私は思いとしては、大きなイベントに、一つにしたいなあという思いがあります。

多くの予算が3つのお祭りというのかな、イベントに出されています。そういうものを本巢市の一つの事業として成り立たないかなあという形で思っております。もし、そういうふうにするのなら、当然今、質問をしようとした中において、駐車場の確保、また道路を横断したりどうのこうのと言って、市民の安全の確保ということを含めて質問する予定でありましたけれども、総体的に言うなら、私は一つにすることが大前提とした質問にしたいと思っております。

河村議員からの質問で、そういうことが今後とも行われるだろうというふうに思っておりますけれども、なぜこの質問をするかという、高速道路のドライブインができる、その下に都市公園を今、市長さんがつくろうとしている。今回の私のときの会ニュースにもこういうふうに都市公園の構想が書かれている。そういう中において、こういう広い7,000坪の用地でつくる公園の中で、大きなイベントができないかなあという思いがしております。

また、もう一つは市役所、新しい新庁舎をつくるという形で委員会もできております。当然これも、3年、5年の間につくっていかねばいけないうだろうという思いをしております。そのつくるときに、そういうイベントができるような広さ、土地の確保は必要ではないかなあという思いをしております。一つにする思いがなければ、ないというふうに言ってもらえれば、そういう土地の心配もする必要もないだろうと思っておりますけれども、今回においては、大きな土地を要する、要するに都市公園も7,000坪以上、また役場を、新しい新庁舎をつくるのには1万坪近い土地も要するだろうと、確保しなければいけないうだろうという思いがしております。

けれども、一つのイベントとしてやるということになれば、少しこの土地の広さも頭の中に入れて計画をしていかねばいけないうだろうという思いがしております。そういう中で、安全確保等々も含めて、また最終的には市長さんがどういう思いでおられるかということもお聞きをしたいかなあというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

答弁者は誰でもいいよ。

○副議長（瀬川治男君）

時間が迫っておりますので、市長、よろしく。

藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、地域イベントの見直しということについてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど来お話でございますように、イベントをやるときには駐車場の確保、また来客者の安全対策はということでの御質問をいただいております。

駐車場のほうは、もちろんイベントをやるときには駐車場の確保というのが必要でございますので、それぞれイベント時には近隣の、いわゆる公共施設のところを駐車場に使いながらイベントを開催させていただいております。真正地域でのイベント、また糸貫地域でのイベント、そしてまたこの本巣地域でのイベントという、地域イベントでは、それぞれ所要の駐車場の確保というのはさせていただいております。今現在での規模でのイベントでの駐車場というのについては、何とか確保できている。織部祭りのところだけは少し駐車場が狭いということで、外から、いわゆるバスで送り迎えをしているということがございます。そういうようなことで、駐車場については、そんなことをしながらやらせていただいております。

また、安全対策は、もちろんこれは全てのイベントに共通するわけでございますけれども、当然、警察の協力もいただきながら、そしてまた警備員などを立てて、しっかりと来場される方の安全対策というのは万全を期してやっております。これは面積がどうのこうのじゃなくて、イベントがあれば、必ずそういう安全対策というのは最優先でしっかり考えながらやらなければいけないということで、そういうのについてはしっかりとやりながらやっていきたいと。

現在のところ、今までやってきましたイベントでは大きな事故もなくやらせていただいているということで、しっかりと安全対策のもとにイベントが開催されているというふうに思っております。

最後の4つ目の地域イベントを一つにするというのはどうだろうというお話でございます。

これは、先ほど河村議員のところでもお話し申し上げました。そもそもちょっと重複することがあるかと思いますが、少しお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、この地域イベントは、いわゆる合併前からそれぞれ旧の町村時代にやっていたイベントが、そのまま新市に引き継がれてきてやっているイベントでもございます。これは、それぞれ各地域の思いの入ったそういうイベントということで引き継がれてきて開催されているものでございます。また、このイベントにつきましても、先ほど企画部長からもお話し申し上げましたように、それぞれ実行委員会をつくりまして、実行委員会の皆様方に御協力いただいて開催をさせていただいているということでございますし、また我々市の職員もそれにサポートするという形で、イベントをそれぞれ開催させていただいてきております。

このイベントを、先ほど河村議員のところでもお話し申し上げましたように、合併して15年たつ

というようなことで、いろんな会場に行きますと、いろいろお話もお聞きいたします。本当にこのままで行っていいのかという話もありますし、また、もうちょっと大きいものにしたらどうだろうかというようなお話もされておられます。

そんなような声も聞いておまして、ぜひそういったことの声を踏まえながら、先ほど午前中の答弁でも申し上げましたけれども、まずはそれぞれ、今までずっと長年やってきていただいております実行委員会の皆さん方に、まずはいろんなお話をお聞きしながら、その意見集約というのを図って、そうして、こういう方向がいいよというふうになれば、そういうことを前提で、また考えていきたいなというふうに思っております。

そういった意見集約の中で、今のイベントのあり方ということをしかりとまた御議論いただいて、もうちょっと市民協働の推進によっては少ないほうがいいのかとか、それからイベントを一つにしたほうがいいんじゃないのかとか、そんなようなことも含めて、またいろいろと御議論をしていただきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こういった15年たって、そしてまた旧の町村の時代から引き継いでおるイベントというのをそろそろ見直しをしながら、よりいい、そしてまたより多くの方々に喜んでいただける、そして多くの方に参加していただける、そんなイベントをこれからも追求していきたいなというふうに思っております。

現時点でも、皆さん方が反発するというのではなくて、それなりにイベントをやりますと多くの方にお越しいただいておりますし、皆さん方にもイベントのほうについては大変喜んでいただいているということもございますけれども、いつまでも同じようなことがいいのかどうかというお話もありますので、そういったことを踏まえながら、ぜひ皆さん方で御議論、また意見集約をして、それができれば皆さん方の意見に沿ってイベントの見直しというのに取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

私も議長をさせていただきまして、いろいろなイベント、また陳情等々に参加させていただいております。つい最近も市長さんと一緒に国土交通省のほうのこの地域の出先機関のところに陳情に行ってきました。

その資料の中には、こういう資料をいただいたわけなんですけれども、この資料の中には2024年にこの地域、この本巢市が開通をするということが記載されております。ただ、陳情の中においては、市長さんも私もそうなんですけれども、近隣の市町村のトップもそうなんですけれども、何とか一日も早いよというので、2022年を目標にして、この糸貫インターまでが開通できるようにというので、市長さんも折を見て東京、またこの地域の出先機関等々に陳情に行っております。私も何度か同行したことがあります。

その熱意には大いに感動するところがあるわけなんですけれども、この2022年までに開通をするということにおいては大いに賛成なんですけれども、開通をするだけでは何ともならないだろうというふうに思っております。

開通をした後に、この本巢市が高速道路を利用して、また地域の人たちが豊かになる、また多くの企業が来てもらえる、そういうことができて初めて高速道路ができてよかったなあということになるかと思っております。

当然、本巢市も新庁舎をつくらなければいけない。また、その中にあるように、本巢のドライブインもつくる、その隣に都市公園というものもつくるということで、市長さんの構想の中にもあります。また、この資料の中にも、そういう夢に近いものが書かれていて、陳情に行っております。私も東京に同志とともに行くときも、そういうものを、夢に近いものをいただきながら、何とかこの夢を形にしたい、市民のためになるような高速道路にしたいということで、同志の議員と年に何度も何度も陳情に行っております。つい最近も建設部長ともども陳情に行ってきたようなわけであります。

そういう中において、今回この質問等々をしたということは、開通に伴ってまちづくりをしていかなければならないだろうと思う。当然、モレラも大きなお客さんが来てもらえる。このとき、イオンですか、あそこも開通をした、その隣にぬくもりの湯も開店したということもありまして、多くの人たちが県外、また市外からも来てもらえるだろうと。そういう人たちを呼び込むことによって、大きなイベントにすることもできるし、また多くの観光客、またそういう魅力を発信することによって企業も来てくれるだろうというふうに思っております。

そういうことを踏まえて、小さなイベントではなくして、大きなイベントにして、そしてそれを本巢市の観光の一つの起爆剤としてでも結構ですので、そういうことも含めて何とか、今すぐにやれというわけではありません。当然この広い会場が必要になるだろうと思っております。当然、土地の確保、市民の安全、来た人の安全、駐車場の確保等々を含めて検討しなければいけないなあという思いがしておりますので、3年先、またこの施設等々、また役場が新しくできたときに、一つのイベントができるように、前向きな検討をしていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（瀬川治男君）

暫時休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時00分 再開

○副議長（瀬川治男君）

それでは、再開します。

ただいま議長が所用により退場されました。地方自治法第106条第1項の規定により、引き続き私が議長の職務を行います。

出席議員は15人であり、定足数に達しております。

続きまして、9番 黒田芳弘君の発言を許します。

○9番（黒田芳弘君）

皆さん、こんにちは。

どういうわけか、私の質問のときになりますと前に議長が見えませんが、始めたいと思います。

ことしも残すところ1カ月余りとなりまして、忘年会のシーズンを迎えましたが、私はお酒は飲めませんが、かわりにスイーツやフルーツなどの甘い物には目がございません。

ことしも本市特産の富有柿、これも私の好物でございまして、本巢の北部の柿から真正の柿まで、いろいろ取り寄せて食べ比べもしてみました。どこの柿が一番おいしかったということは、いろいろ支障がございまして控えたいと思いますが、シーズン初めのこのしゃきしゃきとした食感のものから、まさに今の霜がおり、真っ赤に色づいた富有柿独特の味がするこの時期まで、いろいろな柿が楽しめることができます。

こんなおいしい柿が道の駅などへ行きますと、1箱2,500円ほどの格安で購入することができます。柿の振興につきましては、あす、大西議員が取り上げるようでございますが、本巢市特産のこの柿がもっと高値で販売できるようになればと願うところでもございます。

それでは、通告してあります3点、10項目について、順次ただしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目でございますが、豚コレラによる本市への影響について質問いたします。

これにつきましては、9月9日、岐阜市の養豚場で豚コレラウイルスに感染した豚が確認をされました。豚コレラとは、ウイルスによる豚やイノシシ特有の伝染病で、感染力が強く、発熱や下痢などの症状が出て、致死率が高い。人への感染はなく、仮に感染した豚やイノシシの肉を食べても人体への影響はないとしております。

国内で豚コレラの感染が確認されたのは、1992年の熊本県以来26年ぶりとのことでございます。9月14日には、岐阜市打越地区で死んだ野生のイノシシから豚コレラウイルスが確認され、その後も周辺の広範囲で死んでいるイノシシや捕獲されたものからもウイルスが確認され、感染の拡大が心配される中、11月16日には万全の防疫策を講じてきたはずの岐阜市が管理する公営施設の畜産センターで飼育する豚からも、この感染が確認をされました。

野生イノシシへの感染確認は、11月17日までに50頭に達し、その収束は先の見えない状況となっております。防疫措置などの対応に当たっては、農水省が支援をして、岐阜県が対策を講じているようではありますが、本市に対する指示や要請について、まず伺いたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

これまでの経緯と県からの指示や要請につきましてお答えをさせていただきます。

9月9日に岐阜市内の養豚場で死亡した豚が豚コレラに感染していたことが発見されました。また、発生農場において、死亡豚の一部を岐阜市内の堆肥センターに搬出していたことから、岐阜県が発生した養豚場の全ての豚の殺処分及び埋却処分及び当該堆肥センターの消毒処理及びブルーシートによる被覆作業を9月11日までに完了いたしました。

これらの防疫処理を講じましたが、9月14日に岐阜市内において発見された死亡イノシシが豚コレラに感染していたことが明らかになったことから、県から指示や要請を受けております。

その内容につきましては、死亡した野生イノシシや捕獲したイノシシの感染確認検査の実施が必要なことから、死亡及び捕獲個体を岐阜県中央家畜保健衛生所まで搬送すること及び、イノシシの死亡発見箇所及び捕獲箇所の半径1メートルの範囲について消毒作業の実施でございます。また、捕獲した野生イノシシについて食肉加工施設への持ち込み等の食肉としての利用を行わないよう依頼がございました。

このような要請によりまして、被害防止捕獲としまして、9月14日から10月31日までの間におきまして、31頭の野性イノシシの搬送及び消毒作業を市職員と本市猟友会が協力して実施しております。また、本市猟友会が岐阜県から委託を受けた調査捕獲といたしましては、10月7日から10月31日までの間におきまして、13頭の野生イノシシを市猟友会が搬送していただいております。今後も県の要請が続く限り、野性イノシシの搬送等を行ってまいります。以上でございます。

○副議長（瀬川治男君）

原部長、半径1メートルといったところ、間違いはないですか。

○産業建設部長（原 誠君）

死亡したイノシシの半径1メートルを消毒します。以上です。

○副議長（瀬川治男君）

ああ、そういうこと。ごめん、ありがとう。

〔9番議員挙手〕

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

次に移ります。

県から猟友会に打ち出された狩猟制限について、資料を見ていただきながら説明をしたいと思っております。

まず、資料の1をごらんください。

これは、岐阜県内における指定猟法禁止区域でございます。これを見ていただきますと、西濃、東濃、飛騨地域を除く広範囲で禁止となっております。

次に、資料2では、詳細な狩猟の制限についてでございますが、丸い円内で狩猟したイノシシは家畜保健所へ搬送することとなっております。次に、青線のエリア内で、円外については鹿捕獲に限り、個体数調整の会員のみが狩猟が可能で、イノシシが捕獲された場合は埋設処理することとなっております。

青線のエリア外だけでは一般の狩猟者でも狩猟はできますが、従来から地域をよく知るなれた場所で行うことや、それぞれの地域の狩猟者は他の地域へはなかなか行きづらいこともあって、実際には狩猟は不可能でございます。この地図の11番が里山ジビエ会の位置でございます。里山ジビエ会が受け入れできるイノシシは青線の外のみとなり、入荷はほとんど見込めないことが心配をされます。

先月も、北海道で森林管理所職員が鹿と間違えられ、誤って撃たれ死亡した事故がございました。本市の獣害駆除を担っている猟友会では、こうした誤って人に危害を与えないよう、免許を取得しても3年間きちっと規律を守り、経験を積んだ者にしか有害駆除隊員としないことなど、厳しい規則を設け任務に当たっており、今シーズンは40名の隊員だそうであります。

先ほどの狩猟制限でいうと、青線内はその40名の隊員の人しか猟はできません。本市の獣害駆除を担う猟友会を中心とした狩猟者にとっては、今回の制限で通常の猟を行うことは非常に困難な状況にあります。

本市は、野生鳥獣による生活環境、または農林水産業にかかわる被害の防止及び軽減を図るため、狩猟免許を新規取得された方に補助金を交付し、担い手を確保する対策を講じております。この施策を理解し、狩猟免許を取得する若い人もふえてきているようにお聞きをしております。

補助金はありますが、当然、会費や登録料、申請料など、毎年数万円の自己負担も必要であります。今回の緊急事態で、実際には猟ができない方への対応について、お伺いをしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部、原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、獣害駆除を担う狩猟者への対応につきましてお答えさせていただきます。

岐阜県は、豚コレラ感染イノシシが拡散するおそれがあることから、区域を定めて狩猟を禁止しており、本市につきましては、先ほど議員が示されたとおり、根尾地域の一部を除き禁止区域となっております。

鹿やイノシシの狩猟ができないことは、農林業において鳥獣被害の拡大につながり、大変深刻な問題であると考えております。そのため、この禁止区域での捕獲について県に確認いたしましたところ、狩猟者については、通常の狩猟行為はできないものの、市が県の許可を受け、イノシシの被害防止捕獲と鹿の個体数調整捕獲を実施することは可能であるとのことでした。

現在、市においては、イノシシの被害防止捕獲と鹿の個体数調整捕獲を狩猟者の代替手段として獣害駆除を担う狩猟者へ依頼することによって対応をしております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

ちょっと、私の質問に対して答弁が明確ではございませんので、再質問させていただきます。

本市で捕獲されたイノシシからは、いまだに豚コレラの陽性反応は出ていません。先ほど資料の1及び2で説明した狩猟制限については、あくまでもこの防疫対策として県がしいたものでございます。

この制限自体については、私は今回の問題でやむを得ないということは理解をしております。しかしながら、これにより本市については、先ほど部長が申されました根尾の一部、樽見から奥です、そこを除き、実際には狩猟というのは不可能になります。

本市の狩猟者は獣害駆除という使命感と、またみずからの楽しみを合わせて、これに取り組んでいるわけでございます。それには、シーズンごとに毎年数万円、いろいろ段階があるわけでございますが、1人数万円の自己負担が伴うわけでございます。

県は、今回の豚コレラ問題で家畜業者へは、その損失について相当の助成をされるというふうにはお聞きをしております。本市の有害駆除を担いながらも、実際には狩猟ができない方へも何らかの助成がされるべきであるというふうには私は考えます。

このことについて、本市の対応についてお伺いしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

産業建設部、原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほども答弁させていただきましたように、代替という形で、現在、イノシシの被害防止捕獲ということをしていただいております。

このイノシシの被害防止捕獲につきましては、先ほど議員も御説明させていただきましたとおり、本市の猟友会の中で、猟友免許を取得してから、狩猟等、また講習会を受講して3年を経過した方を対象に被害防止捕獲ということで隊員として活動しているということをお聞きをしております。

被害防止捕獲以外の方につきましては、やはりこの狩猟の代替手段ということで、獣害駆除が実施できませんので、県につきましては、救済措置ということで獣害駆除を実施できるよう、また今後、県の動向を見ながら、必要なそういった補助等を県のほうから助成いただけるように、また要望させていただきたいというふうには考えております。

〔9番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

今、部長が申されましたように、狩猟云々につきましては県が許可権限がございまして、本市が直接どうのこうのということではできないかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、狩猟者にとっては、こういう事態でございますので、県のほうへその要請を引き続きしていただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。

今回の豚コレラの問題を受け、岐阜県が捕獲したイノシシを食肉処理施設で受け入れるのを自粛するよう、全県で要請をしているため、地元のジビエ協会が動揺をしております。有害駆除と地域おこしの一石二鳥になったこのジビエは、全国的なブームとなり、岐阜県でも岐阜ジビエとしての認証制度を創設し、その取り組みが始まったばかりでございます。

資料3を見ていただきますと、この日本農業新聞に取り上げられました、本市の里山ジビエ会の記事がございますが、この中で、この代表は加工品も開発をして、都市部の飲食店にも販路を拡大し、事業が軌道に乗り始めたやさきの今回の事態で、出荷先からの問い合わせも相次ぎ、顧客を失うことを心配しており、このままの状況が続けば閉鎖するしかないというふうに嘆いております。

ほかにも市内でとれた鳥獣肉を広く売り出そうと、7月にジビエ山県がこういったブランドを立ち上げたお隣の山県市でも、狩猟の制限で目玉のイノシシ肉は底をつき、販売ができなくなり、しし鍋などジビエ料理を扱う飲食店でも、料理の提供を中止しております。

人が食べても影響がないとしつつの今回の対応に、行政や報道機関は消費者に安全を正しく伝えてほしいというふうに求めている、何よりも風評被害はジビエにかかわる事業者にとって死活問題だというふうに訴えております。

本市においては、近年、野生のイノシシや鹿、猿などによる農作物被害や自動車との衝突事故など、獣害が多く発生し、これまで防護柵やモンキードッグも活用し取り組んできました。しかしながら、野生動物そのものを駆除しないと抜本的解決には至らないということで、駆除を促進し、またその肉をジビエとして加工、販売し、地域活性化へとつなぐことを目的として、平成28年3月に里山ジビエ会が運営する処理施設がオープンいたしました。独立運営で行政の支援は受けないという方針のもと、さまざまなアイデアを駆使して運営に当たっております。

ことしの夏には、手づくりのバーベキューコーナーもオープンいたしました。先日、有志の議員でそれを利用してきました。味の感想についてはそれぞれかと思いますが、このように前向きに頑張っておりしております。

5月には道の駅織部の里にもジビエのコーナーもつくり、これはテレビ番組にも取り上げられました。また、現在は市内15店舗にて、ジビエのグルメとしてスタンプラリーを行うなど、ジビエが徐々に市内にも浸透しつつあります。

里山ジビエがオープンして2年、軌道に乗りかけたところに今回の豚コレラ問題が発生しました。先の見えないこの問題が長引くと、狩猟制限で看板のイノシシが入荷できなく、さらには風評被害が拡大することで、里山ジビエ会の運営が危惧され、さらに減少しつつある獣害が逆戻りをすることが心配もされております。この支援についてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部、原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

今回の緊急事態で減収を強いられる里山ジビエ会への支援についてお答えさせていただきます。

県は、今回の豚コレラの発生により豚の搬出制限や出荷自粛要請を行ったことから、対象となった養豚農場に対しまして、損失額の補填として補助金を支給する方針を決めております。

本市としては、県の要請によりイノシシの食肉利用の自粛や風評被害で苦しみ、それらの影響により減収となり被害をこうむっている里山ジビエ会に対して、養豚農場と同様に救済措置として補助対象を拡大し、県に対し補助金を交付してもらえよう要望を行っていきたいと考えております。

〔9 番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9 番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

ただいまの答弁によりますと、あくまでも県に対して補助金の交付を要望していくということでございますが、今回の問題というのは、ウイルスの感染が広まって被害が拡大したということで、私が思うに誰に責任があるというものではなく、いわゆる一つの災害であるというふうに捉えております。

ですが、もう8月のことですから、いまだに収束しておらず、この先どうなるかということも今のところ全く見えない状況でございます。こうした緊急事態での里山ジビエ会の運営については、非常に厳しいものがございます。通常ではない事態だからこそ、運営継続への私は支援を求めているわけでございますので、部長にいま一度、答弁を願いたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

産業建設部、原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほども答弁させていただきましたとおり、今回は県の要請によりまして、イノシシの食肉利用の自粛がありまして、その影響によりまして減収となるという、そういった見込みでございますので、県が養豚農場と同様に、被害をこうむっている里山ジビエ会に対しまして、救済措置という形で県に補助金を交付してもらおうよう、強く要望を行っていきたいと考えておりますが、また、先ほどもありますように、今後先が見えないという状況でございますので、また県の対応の状況を見ながら、また必要な対応につきましては検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔9 番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9 番（黒田芳弘君）

まだ収束は当然しておりませんが、里山ジビエ会については、運営については年度途中でござい

ますので、またこのシーズンが終わってどういう結果になるかわかりませんが、それを見ながら、注視しながら、また対応のほうをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

次、4点目に移りたいと思います。

この豚コレラというものは、空気感染の事例はなく、ウイルスを含むよだれやふんに豚やイノシシが触れる直接感染で広がるというふうに言われております。今回の豚コレラ問題につきましては、国内においては24年間発症の事例がなく、国内に豚コレラのウイルスが存在しなくなったとして、国は2007年に清浄化を達成しながらも、今回確認されたのはなぜかということでございます。

専門家からは、海外から持ち込まれた可能性が高いというふうに指摘をされておりますが、海と接していない、港のないこの内陸部であります岐阜県で発生したということに疑問の声があり、いまだに感染ルートの特異性は特定はされておられません。目に見えないウイルスの感染ルートが解明されていないことが防疫対策に一番の支障となっており、知識の欠如もあり、公共施設である岐阜市畜産センター内の豚が感染するといった、あってはならないことが起き、動揺が広がっていることは確かでございます。

獣害で問題となってきたイノシシが、豚コレラで全滅となれば、それはそれでいいのではないかという声もございますが、この獣害対策とジビエによる地域活性化といった取り組みを始めた複合施策の先行きや、逆に規制が長引くことで感染が確認されていない、本市はこの豚コレラの感染は確認されていないわけでございますから、そのイノシシがこの地域だけふえ続けて、獣害が拡大することも想定されるところでございます。そして、何よりも一番心配されるのは、家畜への感染でございます。

こういった先の見えない、この豚コレラ問題でございますが、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部、原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

獣害の被害の拡大が想定されるということで、今後の対策ということについてお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、先ほど申しましたように先の見えない規制が続くことが懸念をされております。先ほど答弁いたしましたように、狩猟の禁止により、鹿やイノシシの狩猟ができないことは、農林業において獣害被害の拡大につながる深刻な問題でございます。

従来、狩猟期間においては、被害防止捕獲を実施してはおりませんでした。先ほども御説明しましたが、通常の狩猟行為が規制されておりますので、市が県から許可を受け、狩猟期間の終了する3月15日まで被害防止捕獲を実施することにより、獣害の拡大を抑制できるよう対応していきたいと考えております。

また、今後の動向を注視しながら、必要な対応については検討してまいります。以上でございます。

す。

[9 番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

2点目の台風による倒木被害の対応についての質問に移りたいと思います。

9月4日、台風21号の接近による暴風に本市は見舞われました。私は、昭和34年に起こりました伊勢湾台風というものは経験をしておりませんが、地域の長老の方に聞くと、今度のこんな強い風は生まれて初めてだったというふうに話しておられました。樹齢1,500年の淡墨桜の枝が折れるほどの風だったことから、その強さというものが想像できるわけでございます。

各地で倒木が発生をいたしまして、広範囲で停電となり、多くの方から私のところにも苦情が届き、当時、畑中部長にもいろいろ御尽力をいただきましたが、どういうわけか私の自治会が復旧が一番最後になりまして、足かけ4日間停電が続きました。

この市民の苦情はたくさん届いたわけでございますが、こういったことの事情を把握しておりませぬ私は相当苦慮をしたわけでございますが、風による倒木としては、かつて経験したことのない相当な被害でございました。今回のような広範囲の停電に対しましては、その復旧や停電時の対応について課題があるということを確認した今回の台風でもございました。

停電対策につきましては今後の課題といたしまして、今回は各地で多く発生した倒木被害のその後の対応について、森林行政のスペシャリストとして県からお招きをいたしました林政部長に御答弁を願いたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、今回の台風21号による本市の倒木被害の状況についてお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長。

○林政部長（古沢弘康君）

台風による山林の倒木被害の状況についての御質問にお答えいたします。

ことしの9月4日に徳島県南部に上陸した台風21号は、兵庫県神戸市付近から若狭湾を通過し、台風の東側に入った岐阜県では、岐阜市で最大瞬間風速39.3メートルを記録するなど、県内の広い地域で最大瞬間風速20メートル以上の強風を観測しました。このため、本市内でも強風による被害が多発し、山林においても、杉の人工林を中心に木が根こそぎ倒れたり、木が傾いたり、幹が折れたりなどの被害が各所で発生いたしました。

被害の状況といたしましては、0.1ヘクタール以上の区域で被害を受けた箇所が、根尾地域で20カ所、本巣地域で2カ所判明しており、特に根尾門脇尾砂谷、根尾水鳥谷、根尾松田地内などでは、被害区域内の杉の木の大半が倒木するなど、甚大な被害が発生しております。

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

2点目の質問に移りたいと思います。

今、部長が答弁いただきましたように、根尾地内で相当な被害があって、大規模なものにつきましては3カ所というふうに答弁をいただきましたが、この倒木被害の対応について、2点に分けてお尋ねをしたいと思います。

台風の通過した後、地域を見て回りましたが、人家付近、いわゆる里山での倒木がございました。これは、田畑や水路、農道に風倒木があり、支障となるので自分たちで処理をしたり、業者に依頼する方も見えましたが、そのケースというものはさまざまで、所有者の木がほかの土地や施設に倒れたもの、所有者が高齢で自分では処理できないもの、所有者が市外にお住まいのケースなど、いろいろな事情があって、その処理には相当苦勞をされておりました。

こういった生活地域の倒木被害については、すぐにその処理が必要となるケースが多くありますが、費用負担が伴い、また所有者の承諾が必要で、その所有者が在住されていないとその処理にも困難な状況となります。

今までこういった台風とか風による倒木はなかったわけですが、今回のような状況に対し、いろいろな課題が見えてきました。こういった人家付近のこういった問題について、適切な対応についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 古沢君。

○林政部長（古沢弘康君）

人家付近の倒木に対する適切な対策についてお答えします。

森林の管理は本来、森林所有者みずから実施していただくものですが、林業の採算性の悪化、不在村所有者の増加等により、森林に対する関心が薄れ、手入れ不足の森林がふえている状況にあります。

こうした中、倒木被害等の予防や軽減を図るため、11月開催の根尾と本巣地域の自治会長会において、自治会が事業主体となって県の森林環境税を活用した補助事業である里山林整備事業を実施していただくよう説明し、地元からの要望の取りまとめを依頼したところです。

この事業は、自治会が県の補助を受け、人家や農地周辺の不用木や危険木の除去、緩衝帯の整備等を林業事業体に委託し実施するもので、補助金の上限はありますが、補助率は10分の10となっております。所有者の負担を求めずに事業の実施が可能となっております。

本市といたしましては、自治会からの要望箇所が事業の採択要件に適合しているか現地調査を行うとともに、県への提出書類の作成支援を行うなど、自治会が円滑に事業を実施できるよう支援を

進めてまいります。

[9番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

この点につきまして再質問をお願いしたいと思いますが、以前にもこういった人家付近の木の処理につきまして要望をいただきまして、そのことを行政に相談をして対処しようとしたわけですが、いざそれに携わってみますと、なかなか所有者の理解が得られないこと、それからまた、根尾も多くの方が市外へ転出しておりまして、なかなか連絡がつかないといったことがあって、自治会は断念したという経緯がございます。

しかしながら、今、制度の説明をしていただきましたが、それを行政がやるということになりますと、かなりな労力を要するわけございまして、当然、職員の勤務時間と所有者も当然働いてみえると思いますので、なかなか交渉事ができないということである。そうなりますと、極端なことを言いますと、制度はあってもできないということになりますが、そういった所有者への承諾というものはどこが行うのか、また不在所有者への対応など、そこの制度の詳細な業務内容についてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 古沢君。

○林政部長（古沢弘康君）

所有者の承諾の取得についてお答えします。

里山林整備事業を実施するためには、事業主体の長が、この場合、自治会長が当たりますけれども、自治会長が本巢市長及び森林所有者と事業の実施及び対象森林の管理等に関する協定を締結していただくこととなります。

このため、所有者につきましては、自治会長が所有者から同意書に当たる協定書を取得していただくこととなります。

また、不明な所有者の確認等でございますけれども、今年度、森林法191条の4に基づきまして、本市において林地台帳の整備を行っているところであります。法令等の定める範囲で対応させていただきますこととしております。

[9番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

よくわかりました。自治会が責任を持って対応するということで理解しておきます。

3点目に移りたいと思います。

次に、大規模な山林の倒木についての質問でございますが、今回の台風の通過後、住民の方から大規模な山林の倒木があるので見てほしいという要望がございまして、現地に出向いて確認をしてみました。

私が行った場所はうすずみ温泉の横に位置する尾砂谷というところで、資料4にこのとき撮ってきました写真がございまして。なかなか写真ではよくわからない部分がございますが、どうやらこのあたりで竜巻が発生したようで、杉の大木が幹の途中で折れて、その一帯がかなり広範囲で林ごとなくなっております。

大規模な倒木はこの場所では2カ所ございましたが、ここの場所というのは、林道沿いのすぐ上でございまして、林道下の谷川には大規模な砂防ダムがあります。これをそのまま放置すると、雪崩や次の台風で林道や、その下の砂防ダムへ流れ出す可能性もあり、二次災害の危険がございます。そして、この流木もそのうち枯れてしまい、次には土砂崩壊を招き、森林保全の機能そのものを阻害することとなります。

こういった事例について、今後の対策についてお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 古沢部長。

○林政部長（古沢弘康君）

奥地の山林で発生した倒木に対する対応策についての御質問にお答えします。

大規模な倒木の被害地では、大半の木が根こそぎ倒れたり、幹の途中で折れたりしており、今後の大雨が原因で山林の崩壊や下流域への流木被害等、新たに災害が発生するおそれがあります。こうした山林は、災害の防止や水源の涵養等、森林が持つ公益的機能が大きく低下し、早期の復旧を必要としていますが、多くの費用がかかることから、森林所有者がその対応をすることは困難となっております。

このため、保安林に指定され、人家や公共施設等の保全対象が近くにある箇所におきましては、治山事業により倒木の処理や苗木の植栽等を実施していただくよう、事業主体である県に対し要望したところでございます。

また、治山事業の対象とならない山林におきましても、国・県による森林整備の補助事業により、倒木の整理や苗木の植栽が可能であることから、去る10月2日に開催いたしました本巢市森林整備推進会議において、事業主体である林業事業者に対し、県から事業の説明を行っていただいたところです。

今後は、倒木の処理等が速やかに進むよう、県や林業事業者等と連携して事業の推進に努めてまいります。

[9 番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

今回の処理については説明をいただきましたが、再質問させていただきます。

今回は台風による倒木の被害ということでお尋ねをいたしました。根尾地域の北部では、私の覚えで2001年と2006年に大変な豪雪がございまして、このとき、雪害による倒木が多く発生をいたしまして、その多くがそのまま放置されております。十数年が経過をいたしまして、立ち枯れが目立ち、場所によっては土砂崩壊など、その後の被害拡大というものが想定をされます。

これらについても、今、御説明いただいた事業の対象になるのかどうか、お尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 古沢君。

○林政部長（古沢弘康君）

雪害に対する対応でございますが、治山事業は保安林の目的である水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等を達成させるための事業であり、風害同様、雪害におきましても保安林の目的達成のため、事業が必要な場合は対象となります。

ただし、当該森林が保安林に指定されていること、人家、公共施設等の保護すべき施設があること、一定以上の事業規模があることなどの採択基準があり、最終的には国及び県によって事業の必要性が判断されます。

〔9番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

よくわかりました。

最後、3点目に移りたいと思います。

敬老祝賀会のあり方ということでございますが、敬老祝賀会というものにつきましては、敬老の日の9月15日前後に長寿をお祝いする事業で、これにつきましては、老人福祉法第5条で国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し、みずからの生活向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。老人の日は9月15日とし、老人週間は同月の21日までとする。国は、老人の日において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は老人週間において、老人の団体、その他の者によって、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならないというふうに定めております。

敬老祝賀会につきまして、今回、改めて調べてみましたが、これは自治体の規模や対象者の人数によってその実施方法というものはさまざまでありまして、大規模な会場で一斉に行うところや校区ごと、公民館ごと、自治会ごとで行うなど、この人数や地理的条件によって実施されているようでございます。

しかしながら、これといった特徴的な取り組みというものを見つけることはできませんでした。

本年の敬老祝賀会については、根尾地域については8月31日に予定どおり開催をされましたが、9月4日から予定されておりました本巢、糸貫、真正につきましては、台風の影響により中止がされました。楽しみにされていた方々には残念な中止となりましたが、私が出席した根尾地域では、年々出席者が減少しているように思われます。

この時期になりますと、対象者の方からこの敬老会の話が聞かれ、せっかく市がやってくれるんやで私は行くといった声や、毎年同じような内容なので飽きてしまっておもしろくないといったものや、中には75歳になったからとって、そこへ行くと老け込んでしまうので私は行かんといった方まで見えます。毎年、来賓を案内し、挨拶の後、アトラクションがあつて、抽せん会という内容にはマンネリ感もあるように思います。

質問に入りますが、長寿社会を迎え、その対象者というものは年々増加をしておりますが、逆に参加者は減っているようにも思えます。内容に不満の方や、参加したくても足腰が弱くて行けないケースなどもあると思われていますが、まず参加者というもののここ数年の推移についてお伺いしたいと思えます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、敬老祝賀会の参加者の推移につきましてお答えをいたします。

敬老祝賀会につきましては、長年にわたり社会に貢献された高齢者に対して、敬老と感謝の意を表し、長寿を祝い、高齢者の生きがいと社会参加の意欲を促進させ、社会的孤立感の解消と自立した生活の支援を目的とし、合併以来、毎年各地域ごとに式典、余興などを実施しておりますほか、対象者全員にもとまる商品券をお渡ししております。

議員御質問の参加者の推移につきましては、合併した平成16年度は対象者3,050人に対し出席者は1,000人で出席率32.79%、平成20年度は対象者3,449人に対し出席者は807人、出席率23.4%、平成25年度は対象者4,029人に対し出席者は801人で出席率19.88%、平成29年度は対象者4,601人に対し出席者は864人、出席率は18.7%と、出席率は年々低下している状況でございます。

〔9番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

次の質問に移ります。

私が近くでお聞きする声は冒頭に申し上げましたが、この敬老祝賀会に対する市民の声はどうか、これについてお聞きしたいと思えます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

敬老祝賀会事業につきましては、先ほどお答えをいたしましたとおり、近年の出席率は低い水準となっており、今後の敬老祝賀会のあり方や見直しを図るため、ことし7月に自治会長を対象にアンケート調査を実施いたしました。

アンケートの内容につきましては、参加者の推移状況や県内市町村の敬老祝賀会の実施状況を参考に、市から交付される補助金をもとに対象者にとって身近な地域で敬老会を実施していただくことにより、より参加しやすく、また高齢者の地域見守りにつながるのではないかという、市の案を提示した形で実施をさせていただきました。

アンケートの結果につきましては、小さい自治会での開催は難しい、自治会の行事が多く、これ以上の新規事業は難しい、また世話役がいないなど、敬老会事業が自治会事業としての受け入れは困難であるという意見が42%、一方で、既に実施している、または実施してもよいという意見が20%あり、事業の受け入れに対し前向きな回答や、地域で開催する敬老会についてのさまざまなアイデアや実際の実施内容について報告をいただきました。

このほか、現状ではまだどちらとも言えないという意見が34%ございました。また、現行の市主催の敬老祝賀会につきましては、見直しを含め実施するが45%ございました。

〔9番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

最後3点目、市長にお伺いしたいと思いますが、合併してこれまでは同じ形式でとり行われてきましたが、地域の住民がその地域の方の長寿を心から祝う、そんな住民主体の自主的行事へ移行する、そんな時期に来ているというふうに私は考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、敬老祝賀会のあり方についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

敬老祝賀会事業につきましては、先ほど健康福祉部長がお答えいたしましたとおり、高齢者の生きがいと社会参加の意欲を促進させ、社会的孤立感の解消と自立した生活の支援を目的として実施をいたしておりますが、対象者は増加している中で、参加者は増加せず、参加率は年々減少しているのが現状でございます。

このため、より多くの人に参加していただける敬老会事業ということを目指しまして、今、先ほど福祉部長がお話し申し上げましたように、今回、自治会長へのアンケート、また県内市町村の敬

老祝賀会の実施内容というのを調査いたしまして、今後の敬老祝賀会のあり方について見直しを進めてきたところでもございます。

現在、そうした見直しも今現在進めているところでございますけれども、現在検討しております見直しの案でございますけれども、引き続き市でやっていただいたほうがいいんじゃないか、直しながらやってもらったほうがいいんじゃないかという方が四十数%、約半分近くまでであるということで、市が行う敬老祝賀会というのをひとつ引き続きやっていったらどうだろうかというふうに考えておまして、それは一定の年齢に達した方だけを対象に式典とか、そういったものを実施してやったらどうだろうか。祝賀会については、どこかに1カ所に集めて、そこでやったらどうだろうと。また、それ以外の年齢の方には、自治会など地域住民が主体となって敬老祝賀会を毎年やっていただいて、その経費につきましては一定額の助成を市で行っていくというようなことで進めてはどうかというようなことで、今現在、そんな見直しの案で進めております。

いずれにいたしましても、こういった案は、また皆様方にも御提案させていただきながら、そしてまた、地域の方々にも自治会等々も含めてお話しさせていただきながら、そういう方向を決定していきたいというふうに思っております。

そういう中で、今、先ほど来、議員の御提案のように、地域の住民が主体の行事へ移行するということで、より身近で祝っていただくことで対象者の方も参加しやすい、外へ行くのも近いところで行きやすいということで、外出の機会をつくって、交流の場の創出につながるのではないかなというようにも考えておまして、ぜひこんなような見直しをベースに、今後いろいろと協議を進めさせていただくということで、見直しを進めていきたいというふうに今思っております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

今、市長から答弁がいただきましたが、見直しの最中ということでございます。これにつきましては、市民の方が市民の長寿を心から祝う、そんな敬老祝賀会となることを期待しております。

最後になりますが、皆様には年末の多忙な時期をお過ごしのことと存じますが、御自愛をされ、輝かしい新年をお迎えすることを祈念いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩とします。3時10分から再開します。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

続きまして、11番 道下和茂君の発言を許します。

○11番（道下和茂君）

午後の最後の質問になりました。皆様方におかれましては大変お疲れのことと思いますが、手短かに済ませたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして4つの課題について順次質問を行います。

まず最初に、1の山林自伐型林家育成についてをお聞きします。

山林の施業には、森林組合や事業体をお願いする施業委託型と自伐型林業があります。先般、自伐型林家養成に活動されておりますNPO法人の土佐の森・救援隊 中嶋理事長のお話を聞く機会がございました。そのことは、代々先祖が続けてきた、自分たちの山は自分の家族で守る、いわゆる植林から育林、除伐、間伐などという施業サイクルの原点回帰が施業スタイルとして見直されてきていると。山林施業は、集約化による大型林業機械による施業が当たり前になっておる昨今ではございますが、大きな投資をすることなく山林を整備する、いわゆる自伐型林業による林家や兼業林家、また副業林家養成の環境づくりが必要であると話されておりました。

本市の山林においては、林業の担い手不足や地域のコミュニティー活動を支える人材不足などの問題が深刻化しつつあります。集約化の補助措置などを活用し林業事業体による山林整備は行われていますが、里山では放置林が増加しつつあります。それは、里山付近では小面積の山林が多く集約化には時間と労力を要するなど、採算面から取り組まれていないのが現状かと思えます。そうしたことが放置林の増加していく原因とも考えられます。原点回帰の自伐型林業の推進が、放置林や林地保全に有効な施業スタイルと考えます。このことを説明しようと思えますと1時間、2時間ぐらいかかりますので、要点だけ言っていきますのでよろしく願いをいたします。

また、高知県佐川町では、資料1にもつけさせていただきましたが、地域おこし協力隊を募集される。そして10人の地域おこし協力隊員が実際に自伐型林業に取り組み、順次定住され、自伐型林家となって、年間200万から500万ほどの収入を上げられておるとも話されておりました。が、本市においてもIターンやUターン者を呼び込む手段、また地元の林家、兼業林家、そして副業林家養成の手段として、地域おこし協力隊員の活用が有効ではないかと考えます。採用に当たりまして自伐型林業のミッションを加え、募集することも必要ではないかと考えます。

それで、まず①の放置林整備・林地保全対策に自伐型林業の推進の考えを林政部長にお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 古沢弘康君。

○林政部長（古沢弘康君）

放置林整備・林地保全対策に有効な自伐型林業についての考えの御質問にお答えします。

かつて、森林の整備や管理は森林所有者みずから行ってきましたが、林業採算性の悪化に加え

林業就業者の減少と高齢化等により、手入れが行き届かずに放置された森林が増加しています。また、林業経営を行う場合でも、現在は林業事業体に施業を委託し、大型の林業機械で木材を生産することが一般的になっており、小面積の森林の場合、集約化の手間や作業効率の悪さなどからコストがかかるため、施業がなかなか進まないのが現状です。

こうしたことから、近年、主に所有する森林において、みずから伐採等の施業を行う自伐型林業が地域の森林・林業を支える手段の一つとして、また地域活性化の観点からも注目されています。自伐型林業では、小面積の森林でも、主に自家労働により木材の伐採や簡易な機械で木材の搬出等を行い、近年需要が急増している木質バイオマス燃料や木材チップ等で販売することによって副業的に収入を得ることができ、これまで採算が合わず放置されてきた森林の整備につながるものと考えております。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ただいま御答弁を賜りましたが、施業の一つとして、また地域活性化のために取り組まれておるということですが、自伐型林業が放置林や林地保全に有効な方法と私は考えておりますが、推進することについての考えや研究のために所管する担当職員の視察研修についてのお考えを市長にお聞きいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、再質問にお答え申し上げたいと思います。

では、先ほど道下議員のほうから自伐型の林業の取り組み方、進め方ということで、今御質問がございました。私も今、お話を聞いておまして、本来は、もともとはみんな自分の山は自分でやっておったというのが基本でありますので、まさしくそれが、なかなか今、手入れできなくなったということが、いろんな事情からできなくなったということは、先ほど部長からお答えしたとおりでございます。そういったことで、我々としてもこういう放置林というのは大変危惧をいたしておりまして、この自伐型林業がもしこの本巢市で取り組めるなら、ぜひこれは地域活性化の手段として、また林地放置林の解消にもつながる大変いい施策だというふうに思っております。ぜひ私も積極的に取り組んでいきたいと思っております。

先ほど議員のほうから御説明がありました、高知県の今、例が、先ほどちょっと資料も見せていただきましたけれども、地域おこし協力隊員がみんなで取り組んでいるということでもございますので、ぜひ私どももそういった仕組みづくり、また現状把握というようなことで、ぜひまた職員に現地を見てきていただいて、それを勉強した結果を踏まえて、この本巢市でも取り組められるよう

にぜひ進めていきたいというふうに思っております。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

よろしく願いをいたします。

それでは、次の2に進みたいと思います。

ボランティアガイドの養成、組織の充実についてでございます。

本巢市には、多くの有形・無形の文化遺産があり、今回、船来山古墳が新たに国指定に向け答申をされました。これらの文化遺産は、保守・活用することで価値が倍増いたします。教育面では、市内外の子どもたちに歴史的な貴重な資料として、また郷土愛を育む現物資料として。観光面では、インターチェンジも整備されることから、県内外の観光客がふえ、地域活性化につながることを期待をされます。

これらの文化遺産の所管としては、保存と教育は教育委員会、観光活用は産業建設部かと思えます。このところ、施設の紹介などはITやスマートフォンなどを活用した音声ガイド、動画案内なども盛んになりつつありますが、どこの観光施設でも、やはり人間が解説する語り部の存在意義はまだまだ大きなものがあると思えます。現在、本巢市でも淡墨桜や根尾谷断層、船来山古墳などで有償・無償のボランティアによる語り部・ガイドが活躍をされていますが、持続的に会員の育成・拡大がされているかという点、なかなか言えない現状ではないかと思えます。社寺の個性的な祭祀やほかの文化財などの解説についても、地元の人ならではのディープな知識と、わかりやすい基本的な知識を紹介するボランティアガイドの育成は急務と考えております。

そこで、①のボランティアガイドの育成と活用を教育面からどう考えるか、教育長にお伺いいたします。なお、②につきましては、同じ質問を観光面から捉えた考え方でございますので、引き続き産業建設部長にお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

ボランティアガイドの活用と育成についてお答えします。

本巢市には、今回、国指定を受けます船来山古墳群を初め、語り部であるボランティアガイドなどにより後生に語り伝えていくべき史跡や天然記念物などが数多くあります。

現在、この語り部を教育の面で特に活用しているのが根尾谷地震断層観察館です。3人の語り部が年間約50の団体、1,000人にガイドを行っています。市内小学生を含む来館者は、垂直に断ち切られた6メートルに及ぶ岩石の食い違いを目の当たりにし、自然の威力に圧倒されます。どうしてこのような断層ができたのだろうという疑問が湧いたところで、語り部から、この6メートルの断

層が長さ1,000メートルに及ぶこと、断層ができたメカニズム、地震発生直後の写真を撮った地球科学者 小藤文次郎氏の断層説、マグニチュード8の威力と語り継がれた地震発生時の生々しい様子や被害状況などについて、見せどころ、聞かせどころを捉えた味のある語りを聞きます。臨場感のある話は、子どもたちにとって驚きや納得の連続で、一生心に残り、ふるさと本巢の歴史を学ぶ意欲と実践力を一段と高めるものです。

語り部の存在は、教育の側面から必要不可欠であると言えます。淡墨桜などにおいても、桜の歴史や価値のみを伝えるのではなく、それを守り、支え、継承してきた多くの人の苦悩や努力など、その生きざまを伝えていくのが語り部です。それが、子どもたちにとって真のふるさと学習であり、この学びをつくり出すのが語り部であると言えます。枝が折れた先日の台風も、樹木医を初めとする関係者の悲しみや葛藤、今後に向けた工夫や努力も歴史の1ページです。この1ページ1ページを本にして読み聞かせていくのが語り部と言えます。

しかし、語り部の高齢化が進み、その育成は急務です。現在、歴史や地学などの教員や興味関心の高い教員OBに、新たな語り部として位置づいていただくよう依頼しているところです。また、現在の語り部を講師にした市民向け勉強会を開催し、広く市民からも語り部を募り育成していきたいと考えております。このことは、市民の生涯学習の機会にもつながります。さらに、未来を見据えて子どもの力も活用してまいります。史跡や天然記念物を対象とした子ども学芸員を配置・育成し、将来の語り部として育てていきたいと考えております。

○副議長（瀬川治男君）

②の質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えいたします。

近年におけるIT化の発展やスマートフォンの普及、さらにはインバウンドによる外国人観光客の増加に伴い、観光地においてスマートフォンは駐車場・トイレなどの位置情報の検索や、日本語や外国語による音声案内など、便利なツールとして急速に進展してございます。

御質問のボランティアガイドの育成と活用を観光面からどう考えるかについてでございますが、スマートフォンによる音声案内は便利なツールではありますが、録音された音や画像と人が直接語りかける言葉としての音では同じ案内でも伝わり方が違い、人が語りかける言葉としての音にはぬくもりや親しみが感じられます。こうしたことから、人が直接語りかける語り部の存在は、観光地を訪れる観光客へのおもてなしの一つであり、観光面において重要な存在であると考えております。

現在、本市の観光ボランティアガイドについては、本市観光協会に属する本巢の語り部会があり、歴史講演会や歴史研究会などを通じて本市の歴史や文化を学び、淡墨公園、根尾谷断層観察館などにおきまして語り部として活動されておりますが、ボランティアガイドの数につきましては、高齢化や後継者となる人材不足によりまして、その数は減少傾向にあり、その育成は急務であると考えております。

観光面において語り部の果たす役割は非常に大きく、またボランティアガイドの育成、新たな人材発掘は重要な課題であると考えられることから、本県の語り部会が取り組まれている観光案内やボランティアガイドの育成などの事業に対しまして、本市観光協会を通じ支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ただいま教育面から、また観光面からそれぞれのお考えをお聞きいたしました。

語り部に対する本当に深い認識をされておりますことにありがたく思います。

それでは次に、③の育成方法の一つとして知識など検定試験などで資格認定するものがあるが、それらの実施についてどのように考えるか、教育長と産業建設部長にそれぞれお尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育長と産業建設部長に求めます。

最初に、教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

知識などの検定試験でボランティアガイドを資格認定することについてお答えします。

県内外には、市の歴史や文化、産業、自然などについての理解度を問う郷土検定を行い、ふるさと博士などの位置づけを行っているところがあります。こうした取り組みは、ふるさとを広く、そして深く知り、ふるさとへの愛着や誇りを持つ市民の育成につながるよい取り組みの一つであると捉えています。

また、このような取り組みは、ボランティアガイドとして位置づいていただきたい市の史跡や天然記念物、文化財についても学ぶ必然が生まれ、語り部育成のきっかけとして大きな意味を持つことになりそうです。ただし、私たちが願う語り部像は、史跡や天然記念物、文化財などの知識のみならず、それらを守り伝承してきた人々とかかわりながら、その背景にある苦労や努力、エピソードなどを肌で感じていただき、それを御自身の語りに入れて聞き手の心に伝える姿です。語り部自身が文化財を守る心と実行力を兼ね備え、ふるさと本県を愛する人物として熱い思いを持って語る人であることが、来館者の心に響き、本物の語り部であると考えます。

今後は、さまざまな方法で広く市民に本県の文化財などの理解を広めつつ、語り部の後継者の育成につなげてまいります。

○副議長（瀬川治男君）

続いて、産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、知識などを検定試験などで資格認定する考えについて、観光面からお答えさせていただきます。

先ほどもお答えいたしました。本巢の語り部会においては、歴史講演会や歴史研究会などを通じて本市の歴史や文化を学び、ボランティアガイドの育成に取り組まれているところではありますが、さらなるレベルアップと後継者の育成を図るため、検定試験による資格認定の実施を検討していきたいということをお聞きしております。

しかしながら、検定試験を行うには、問題作成などに時間がかかり、ボランティアガイドへの負担が大きくなることから、関係するボランティア団体や関係部署と連携を図り、検定試験の開催や資格認定の方法等について検討してまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

検定試験とか資格認定につきましては、やはりガイドをするという人の立場に立ちますと、それだけ私は勉強してこのように資格を取ったとか、また生涯学習の面から見ても非常に重要なことかと思えます。

そうしたことから、ただいまの御答弁でそういう方面にも検討をしていきたいということでございます。どうか所管する部署が違いましても、それぞれが協力し合いましてそうした語り部会に協力をしていただきまして、立派なこの本巢市の魅力を十二分に発揮するようなガイドの育成に努めていただきたいなど、そんなふうに思います。

次、④について市長にお伺いいたします。

ボランティアガイドについて、県内でも有償・無償の違いがございます。有償の中にも低廉な受益者負担を求めるものと、観光協会などを通じて弁当代を支給するものがあります。本巢市では、淡墨桜のガイドは春の時期に限って観光協会から弁当代の支給、また根尾谷断層や船来山では無支給だと思います。断層は現在1万人ほどが訪れております。船来山も含めインターの運用開始で利便性の向上により、現在より大幅な来訪者が予想され、私は対応が難しくなるのではと思います。

将来的なことを考えれば、検定試験や資格認定による持続的なガイド育成を含めて、有償・無償についても検討を重ね、市内のボランティアの待遇についてもそろえていくことは大切なことではないかと思えます。市内全体を見渡しましてガイドを組織化していけるのは、やはり観光協会や本巢の語り部会だと私は思います。どうか本巢市の魅力を十二分に発信するガイド連絡協議会の設立についての考えをお伺いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、ボランティアガイドの養成組織の充実についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど来、教育長、そして産業建設部長のほうからお話し申し上げておりますけれども、少しお話が重複しますけれども、お答え申し上げたいと思います。

本巢市におきましては、本巢市の観光協会に所属する本巢の語り部会と、また本巢市の教育委員会のボランティア団体でもございます本巢市語り部ボランティアがありまして、本巢の語り部の会では淡墨公園、また根尾谷地震断層観察館において、1団体当たり1,000円の実費負担をいただいて観光案内、また本巢市の歴史案内を行っているところでございます。

一方、本巢市の教育委員会のボランティア団体でもございます本巢市語り部ボランティアにおきましては、船来山古墳群、また市の民俗資料館などにおきまして、本巢市の歴史や文化など無償で御紹介されておりまして、同じ語り部でも有償・無償の差があり、また本巢市観光協会、本巢市教育委員会と所管する部署も異なっている状況でございます。

それぞれの団体におきましては、歴史研究会、歴史講演会など、勉強会を通じて切磋琢磨しながらさらなるレベルアップを図られているところでございますが、今後はそれぞれ得意とする分野では、より深い解説が行えるように、またボランティアガイドが不足している分野においては互いに助け合いながらできる体制づくり、さらにはボランティアガイドの育成、新たなガイドの確保などが必要になっております。このため、関係団体、また関係部局とも調整を図りながら、これらの団体の自主性も生かしながら、御提案がございましたように案内窓口の一本化というのを促進してまいりたいというふうに考えております。

また、解説時におきましては、ガイド利用者から料金負担をいただける仕組みづくり、またそれぞれが組織として運営していける体制づくりに対する支援ということもあわせて検討していきたいというふうに考えております。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

本巢市の魅力、いわゆるおもてなしの心で発信をしていくことは、本当に大切なことであります。

ただいま、それぞれのお立場で御答弁賜りました。本巢市の語り部やボランティアガイドの育成や充実した組織ができますことを期待いたしまして、次の3番についてお聞きをいたします。

3番の台風21号による風倒木などの処理については、質問理由や、先ほど黒田議員のほうから質問もございました。重なりますので省かせていただき、①につきまして1点だけお伺いをいたします。

森林セラピーロードが設けられております文殊の森公園の植林地で、これは市が借りておる土地で、あと権利関係はどうかわかりませんが、植林地での面的被害が発生をいたしておりますが、その対応について林政部長にお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 古沢弘康君。

○林政部長（古沢弘康君）

文殊の森の植林地の倒木処理についての御質問にお答えします。

文殊の森の区域内におきましても、強風による倒木等の被害が各所で発生し、特にコテージのある谷の上流部において約50年生の杉が数十本、根こそぎ倒れたり、先端が折れたりするなどの被害が発生いたしました。文殊の森は、保健保安林及び土砂流出防備保安林に指定されていることから、森林レクリエーションの活動の場だけでなく、土砂の流出や表土の流出等土砂災害を防ぐ役割が求められています。

こうしたことから、森林所有者である文殊生産森林組合と被害の復旧について先般より協議を進めており、被害が大きく森林の機能が大きく損なわれている箇所につきましては、県に対しまして治山事業の実施を要望したところでございます。また、被害の軽微な植林地につきましては、間伐等の県の補助事業を活用して被害木の処理ができるよう、県や林業事業体と検討を進めているところでございます。

〔11番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

どうか適切な処理をお願いいたしまして、次に②でございしますが、先ほど来も、集落にある倒木とか危険木についての質問がございましたが、私は集落内にある、いわゆる連担する現況山林は、地域森林計画対象民有林となっていないところもあろうかとの私の思いではあります。もしそういうところがあるのであれば、これらも同じように家屋や電線などが入り組んでおり、費用もかさみ、個人での処置は困難な状況でございます。住民に危害を及ぼす可能性のある樹木の除去などは補助措置の対象となるのか、お考えをお聞かせいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 古沢弘康君。

○林政部長（古沢弘康君）

現況が山林で地域森林計画対象外の住民に危険を及ぼす可能性のある樹木伐採の支援についてお答えいたします。

国が進めた戦後の拡大造林政策により、集落周辺にも多くの杉、ヒノキが植栽され、伐採されることなく現在に至っております。その一部は民家の屋根や軒にまで枝を伸ばし、屋根を傷めたり、倒木により家屋を損壊させる危険性もあります。

議員御指摘の地域森林計画対象外の森林にある危険木の伐採につきましては、県の森林環境税を活用した森林地域外危険木除去事業という補助事業がございしますが、個人所有の土地にある樹木や道路、公園等で管理者がみずから整備すべき樹木は、補助の対象になっておりません。こうした危

陰木除去の今後の対策といたしましては、本市において地元自治会からの要望に基づき地域森林計画に編入可能かどうか調査を行った上で、編入可能な森林については県に要望を上げるとともに、県補助金の活用による支援について地元自治会と検討してまいります。

〔11番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

いわゆる集落に連担してあるというのは、もう斜面ではございますが、昔はカヤぶきの屋根が多うございまして、そうしたカヤを生産するために、そこにカヤを植えて民家の修復に当たっておったと。そういうところが、現在では、そういうカヤぶきがなくなって利用価値がないということで、杉が植えられております。大体五、六十年生でも、本当にそういうところは育ちがいいので太くなって、電線にもたれかかるとか家にもたれかかるとかいうところがございまして、そういうところは、ぜひ自治会から要望がございましたら現況を見ていただきまして、そして地域森林整備計画に取り込まれるようであれば取り組んでいただきたいなど、そんなふうをお願いをしておきます。

続きまして、4番目の災害時対応について、2点お伺いをいたします。

平成14年7月の台風6号による豪雨では、根尾東谷川の異常な増水により断層観察館が全館1.5メートルほどの水没や、松田、東板屋、根尾分庁舎付近で浸水被害が発生するなど、根尾東谷に被害が集中をいたしました。この上流には、御存じのとおり奥美濃発電所の上大須ダムがございまして。この被害がダムの放流との因果関係はわかりませんが、電力会社と、ダム上流域における異常降雨の際には、異常洪水時防災操作が河川法で定められております。そうしたことは、自治体との覚書が締結されておると思います。

本年7月の西日本豪雨では、愛媛県西予市の野村町では5人の方が亡くなられた。この上流には野村ダムがあり、このダムの一気放流が原因ではないかと報道もされております。奥美濃ダムは完成から二十数年の年月が過ぎ、近年の気象状況などを考え、豪雨時にダムの一気放流が災害を拡大するおそれもあることから、こうした事例を参考に再度協議するなど、危機管理対策を検討する必要があると考えます。

また、本年9月4日14時30分から市内で4,500戸の停電、またライフラインの断水が発生し、私の集落でも停電は3昼夜に及びました。市民が停電情報を入手する方法は、電力会社に直接電話で問い合わせるか、また電力会社のホームページで情報を入手することになるが、回線の混雑やネットなどを利用していない人は情報の入手は難しく、市と電力会社との間でホットラインを活用し情報提供を受け、広報無線でできる限りの情報を知らせることは必要と考え、まず①のダム一気放流の危機管理対策についてお伺いをいたします。

ここ数十年、日本全国で発生する気象災害の都度に「いまだかつて経験したことのない」の言葉を頻繁に聞きます。温暖化や海水温の上昇などの長期傾向に鑑みれば、今後も異常な大雨、洪水、スーパー台風などが異常でないとの認識も必要でございまして。現在、想定外は、想定範囲となっ

てくるのではないかとも思います。過去数十年をベースにした、想定を超えていたという説明は素直に受けとめられなくなってきており、昔のマニュアルでやっていますでは変化に対応できるのだろうか。本巢市のハザードマップにも、こうした事態を想定した避難マニュアルなどの記載はどこにもないかとも思います。災害時、豪雨時にサイレンの音も広報車の音も雨の音で打ち消されると、最近では住宅の機密性の向上などで聞きにくいとしたら、個別受信機にも豪雨時にはダム放流情報を知らせるなど、もっと積極的に防災・減災に取り組んでいただきたいと思います。それが流域に住む人々の生活実感ではないだろうか。そんなことを考え、野村ダムの一気放水の事例を契機に、上大須ダムに関する危機管理対応について総務部長にお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、ダムの一気放流ということでございますが、現在、市内に放流するダムといたしましては、議員が申されました上大須ダム及び金原ダムの2つがございます。

上大須ダムの放流に当たりましては、従前から、中部電力との間に木曾川水系における水利ダムの河川法第48条、これは危害防止のための措置でございますが、この通知に関する議事録を取り交わしまして、1秒間に10立米以上放流するときには、その放流の開始時刻、予想放流量、議員が申されました異常降水時防災操作、いわゆるただし書き操作でございますが、この可能性などを記載した通知を、速やかに市役所の本庁舎あるいは関係機関でございますが、土木事務所、北方警察署のほうにファクスと電話で通知がなされることになっておりまして、先般の7月4日からの豪雨時につきましても、同様に通知をいただいたところでございます。

本年7月の豪雨や台風21号を初め、豪雨発生が多かったことや、西日本豪雨において愛媛県で発生したダム放流事故の教訓から、改めて上大須ダムを管理しております中電の西平ダム管理所と協議を行いまして、過度の放流とならぬよう適切な措置を継続することや、引き続き情報伝達に不備が生じないように協議をしたところでございます。

通常、ダムでは、初期放流時は河川管理者が安全に河道内から退避できるよう段階的に放流量を増加させ、河川の水位が急激に上昇しないような操作を行っておりますが、予想を超える豪雨になることによってダムの貯水位が洪水時に満水位を超えると予想される場合には、ダムの安全の確保のため、ダムが満水とならないよう異常洪水時防災操作と呼ばれる、最大でダムへの流入量をそのまま放流する操作が実施されることとなります。

この異常洪水時防災操作の実施に当たって、本市のほうから市民への避難誘導などで当該操作の実施をおくらせることの余地の協議をさせていただきましたが、基本的にはダムの決壊という最悪の事態を回避する操作でございまして、中電のほうからは、そうしたおくらせるとか中止するといった協議には応じられないと、そういった回答がございました。

この再協議を踏まえまして、市では放流による災害が発生しないよう引き続き中部電力と綿密な

連絡体制や情報伝達を徹底するとともに、放流通知後の水位の状況の注視、これは水位観測所が根尾の板所と山口観測所がございしますが、ここを注視しながら、異常洪水時防災操作による放流をする場合などは防災行政無線により市民に周知するほか、風水害時に警戒対応に当たります職員に、このダム放流時の通知の重要性の周知徹底を図りまして、適切な避難情報の発令や避難誘導など、危機管理体制の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ただいまの件につきまして、再質問をさせていただきます。

ただいま部長の答弁で、協議には応じられない旨のダム管理者の回答であったと御答弁の中で申されましたが、異常洪水時防災操作を行うのはダムの決壊のおそれがあるときの操作であり、これは、操作をおくらせる協議は当然できないかと考えますが、だからこそ、そうした操作の発生が予想される場合には、管理者より事前に情報提供を受け、速やかに早目の避難誘導を行う必要があるのではないかと思います。異常豪雨状況で、そうした操作を行う事態になるおそれの情報提供は当然必要でございますので、協議をして、きめ細かな住民の安心・安全につないでいただきたいと思っておりますので、その点を踏まえまして、もう一度、総務部長にお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

洪水時の防災操作につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

なお、この操作を行う場合には、当然中電のほうから、このただし書き操作、異常時の操作をしますよという通知が事前に来るわけでございまして、この通知から実際の操作の間でございますが、これは雨の降り方、ダムへの流入量によって長い、短いがございますが、その間に市民に放流状況や水位状況についてなど、警戒についての周知を防災無線等でさせていただき予定としておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

次に、②の停電時の情報提供についてお伺いをいたします。

今回停電に遭われた市民の皆様は、一様に停電はしようがない、しかし、情報はしっかりと伝えてほしいとの市民の声をお聞きしております。最新情報を伝えることができるのであれば、停電復旧情報を、ただいま復旧に当たっている旨、また復旧にはどの程度の時間を要する旨など、正確に

伝えられなくとも、広報無線の活用で官民連携により市民に伝えることは必要であると思います。民間で対応することを行政でやりなさいと言っているのではなくして、しっかりとした官民連携で市民生活の混乱や不安を最小限にとめるのが、私は行政の役目ではないかと思います。

そこで、停電時の情報提供について総務部長にお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

今回の9月4日からの停電につきましては、大変市民の皆様にご迷惑をおかけしたところでございます。

この21号の影響によりまして、県内の広い地域で最大20メートル以上の風速となりまして、主に倒木による停電が発生したわけでございますが、各地内でこの停電は発生しまして、最大で約4,500戸が停電し、復旧に、議員が今申されましたとおり、一番遅いところにつきましては1週間程度と時間を要したわけでございますが、こうしたことから、多くの市民の方々の日常生活に支障を来す事態となったところでございます。

市では、こうした状況を踏まえまして、停電発生後、直ちに復旧見込みにつきまして中部電力のほうに問い合わせをしたわけでございますが、中部電力のほうから明確な復旧等のめどについては得られることができず、それに加えて、こうしたことから、中部電力のほうからも4日の午後7時に情報連絡員が本庁舎のほうに派遣をされましたところでございますが、派遣はされましたが、新たな情報といったものは得ることができず、なかなか情報提供ができなかったという状況でございました。

今回このような状態を踏まえまして、中部電力から停電時のホットラインの一覧、通常ホームページ等をごらんいただきますと電話番号等が記載してございますが、市と直接話ができるホットライン一覧表が早々に提供されまして、これに加えて、市から社員の派遣についてもそれぞれ応じていただけるように要望を行ったところでございます。

さらに、県におきましても、9月以降、中部電力と協議いたしまして、ことしを目的に停電時の情報伝達体制を含めた対応策が近々に取りまとめられると聞いております。なお、御承知かと思いますが、11月26日、今週の月曜日でございますが、中部電力がこうした対応策をまとめまして、静岡県のほうで改善策についての記者会見をしたということでございまして、そうしたことも中電のほうから、また後日連絡があるかというふうに思っております。

今後につきましても、停電発生時における連絡体制の見直し、正確な停電状況や応急・復旧の情報の速やかな伝達につきまして、引き続き県と連携しながら中部電力のほうに要望していくとともに、大規模な停電時にはその状況など、市の防災行政無線によりまして市民への情報伝達に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

再質問ではございませんが、ただいま電力会社のほうも今回の反省を踏まえてホームページを年内に改修するやとか、また市町村と協力し電線に被害を及ぼしそうな樹木の計画伐採を進めたり、停電から1日で被害の巡視を終え、3日以内に大半の地域の解消を目指す。いろいろ、また被害予測システムの向上を図るという記者発表をされております。こういうことも、当然また市のほうへ協議に上がるとは思います。その点を踏まえまして、できるだけ市もそうした被害対策につきましては、できる限りの協力を行っていただきたいと思います。以上でございます。

これで私の質問は全て終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○副議長（瀬川治男君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

11月30日金曜日午前9時から本会議を開会しますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時01分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

副 議 長 瀬 川 治 男

署 名 議 員 澤 村 均

署 名 議 員 堀 部 好 秀